



The Asia Foundation

議事録

外国人労働者受け入れと日本
～ ドイツ、アメリカ、フランスの経験に学ぶ～

【共催】アジア財団(The Asia Foundation) フリードリヒ・エーベルト財団 (Friedrich Ebert Stiftung)

【日時】2003年 11月 12日水曜日 午後 1:00 時～ 5:00 時

【場所】OAG ドイツ東洋文化研究協会

【進行】 皆様、ようこそお越しくださいました。本日の進行を務めますアジア財団の玉井桂子でございます。

本日のシンポジウムを主催しますのは、アジア財団、フリードリヒ・エーベルト財団、スタンフォード日本センターの3団体です。さっそくパネル1に入りますが、モデレーターを務めますのは、フリードリヒ・エーベルト財団のゲプハルト・ヒールシャーです。どうぞよろしくお願いたします。

【ゲプハルト・ヒールシャー】 皆さん、ようこそ私どもの国際シンポジウムにお越しくださいました。第1パネルで最初にお話いただくのは、中国人民大学国際関係学院副教授の査道炯先生です。では、査先生、お願いたします。

【査道炯】

いわゆる研修生と呼ばれている人たちについてお話をいたします。日本のビザのカテゴリーに研修生というのがありますが、このビザは中国人の応募者に対して与えられるものです。実は、研修生が中国人で日本に90日間以上滞在する人たちの大半を占めております。そして、毎年、平均で大体3万人ぐらいの中国人研修生が日本に滞在しています。

しかし、ここ数年はエンターテイナービザで90日間以上滞在するという人たちも増えております。日本に来る非熟練労働者たちは、基本的に文化的な認識や言語、あるいは技術といったようなものを全く持たずに来日するのが通常です。

まず、1991年より日本・中国両国の政府の協力によって、中国人研修生を日本が受け入れるようになりました。両国政府とも、中国人の労働者を日本に受け入れるということを管理、監督をする機関をつくりました。この機関の主要な仕事というのは、間違いなく中国人の人たちが研修生ビザを取り、そして、期限どおりに国に戻るということを保証するものでした。この研修というシステムですが、これは通常1年間、あるいは数カ月といった期間に行われます。

その期間中、研修試験を受けて合格しますと、また3年継続して滞在することができます。オン・ザ・ジョブ・トレーニー制度(OJT)制度に移行できるのです。給料も上がりますし、合法的に残業ができ、残業費も受けることができます。これは、さらに3年更新することができますので、技術的に言えば、研修生ビザで入国し、このシステムですっと仕事をした場合に日本に最大7年間は滞在できるということになります。統計で見ましても、最終的に、OJT制度に移行する人たちのほとんどは中国本土から来た人たちであります。おそらく言語的なものもあるでしょう。

そして、研修生の契約書に書いてある内容というのは、日本語でも中国語でもなく、英語で書いてある場合があります。その中に控除のことが書いてあるのですが、給料の控除は中国から派遣する側と日本の受け入れ機関のほうでも行っています。そうしますと、実際の3分の1ぐらいしかもらってないということになるわけです。

国際研修協力機構（JITCO）の統計によると、1日8時間の仕事を研修として1年間すると、1カ月3万円という収入となりあまり大きな金額とは言えません。このように収入が低いということで、期待度はかなり低くなってしまいます。日本のような豊かな国なのに、結局アルバイトをしなければならなかったり、あるいは労働法ではあまり受け入れられないようなことに走ったり、ということも起こるわけでありませぬ。

それから、2つ目の問題ですが、このシステムにおける残業費用でありますけれども、通常多くの雇用者たちは非常に小さな企業が多いわけですね。こういった企業の多くが3人ないし5人ぐらいの研修生を従業員として受け入れております。こういった企業が、例えば倒産をしてしまうと、残業料というのは払われなかったりします。研修システムであれ、OJT制度であれ、その残業分というのは支払われない場合があるわけですね。

そして、後ほどパネルのスピーカーの中で丹羽雅雄先生がいらっしゃいますけれども、丹羽先生の弁護士事務所グループが中国人のグループを支援しまして、彼らが本来支払われるべき残業料を支払ってもらったというケースがありました。実際に日本において1998年の判例があります。これは中国人の労働者が千葉の食品加工業者、水産加工業者を相手に1億円が支払われなかったという訴えをいたしました。初めて日本の裁判所で中国側の原告が勝ったという例であります。

ここで申し上げたいのは、システム自体に問題があるので、意味のある解決方法を考えなければならないということです。対象になるのは脆弱性を持つグループの人たちで、すなわち、国際的なメディアであるとか、あるいは日本のマスコミに対してもあまりアクセスのないような人たちですね。そして、不当な扱いを受けてもなかなかそういったことを、例えば新聞にそれを発表することしかできなかったり、内輪で話をするだけに終わってしまったということが多いわけですね。あまり日本社会全体に広がっていくということはないのですが、これは問題となってきております。今日の日中関係におきまして、最近、神経にさわることはずいぶん大きく取り上げるわけですね。例えば日本の学生が中国の西安の大学の文化祭で裸踊りをしたという例の件もありました。こういった日中関係から申しますと、中国のジャーナリストもまたこういった話に関しては非常に敏感にとらえるようになってきたといえます。この研修生、そして、OJT制度の取り扱いというのは、中国の一般大衆による日本の認識をさらに悪化させる要因となっております。

それから、原則的な問題として、基本的な権利、これは人権とか、政治的な権利ということではなく、労働に対して対価を支払われるという権利ですが、日本も中国もILOの加盟国ですから、支払われるという基本的な権利はちゃんと守らなければならない。しかし、その労働協約というのは実は英語で書かれていたりするわけですね。では、解決方法とは何なのかといえば、まずこれを深刻に受けとめるべきだ

と思います。そして、そのためにもっといろいろと研究をするべきだと思います。そして、その研究をする前に認識すべきは2つの点です。

まず1つ目に、これは研修もしくは労働の活動であり、日本から中国への支援ということではありません。日本の企業、特に地方の中小企業で労働力を必要しているところに労働力を供給しているわけですから、これは日本政府から、あるいは日本社会から中国へのプレゼントではありません。中国の人たちも仕事が必要です。そして、日本の企業も労働力が必要なわけですから、これが一つ重要な前提にあります。

それから、2つ目の認識すべき点は、この労働者の動きというのは、これはとめることはできないということです。非合法滞在の中国人に対する様々な懸念があります。あるいは何らかの形で日本人になろうということではなく、とにかくお金が欲しいというわけです。中国人が非合法にある国から別の国へ移動することをとめるためには、いわゆる表のドアからの入り口をできるだけ透明にしてスムーズなものにするということなのです。

この2つの点を前提として、日中両政府とも既存の政府間協力のメカニズムをより透明にするということが必要だと思います。現在、外国に送るために別料金を徴収するというような悪らつなやり方はやめるということでもあります。それから、また、日本企業がこのメカニズムにより強い権限を持つようにするということです。このような監督機関が実際に契約を実施することで保護をすると。国際研修協力機構のようなものを使うというよりも、企業が権限を持つようにする。

それから、3つ目の点は、よりよい研修を日本での就労を希望する中国人に対して行うということです。社会的、文化的な需要及び責任について合法的な方法で適切に行うということです。日本の労働法令を外国人労働者の処遇により厳格に明記するようにするということです。

最後に、いわゆる姉妹都市提携が日本と中国の都市の間によく結ばれております。中国は約300以上の日本の都市との姉妹都市提携を結んでいるところがあります。実はアメリカの都市との姉妹都市提携よりもずっと数が多いのです。これを通して、日本の企業が中国の労働者をどこで見つけるかということに利用してきたわけです。これは友好の名のもとに行われるわけです。実は大きな石の下に問題が隠れているということになってしまっているわけであり、これについてきちんと見ていかなければならないと思います。そうでないと、この労働者の権利の取り扱いということがちゃんとできなくなると思います。

日本政府が十分良い処置をとっているかということで、それで十分かというところではなく、やはりローカルレベルまで見ていかなければならない。上海、北京というのは大都市であります、そういったところから労働者を送っているかということ、必ずしもそうではなく、中央の都市の機関が中国の非常に貧しい地方の労働者

を日本に送るということでもうけている場合があります。自分の都市を守るためにそういった官庁などが保身に走っているということだからです。どうもありがとうございました。

【ゲブハルト・ヒールシャー】 どうもありがとうございました。査先生ですが、北京にお戻りになるため途中で退席されますので、先にご意見あるいは質問を受けていただきます。まず、質問を先に伺ってから、まとめてお答えをいただこうかと思えます。

【会場から】

このシンポジウムは「日本は多民族国家になり得るか」というタイトルですが、この問いに答えていただけますでしょうか。

【会場から】 どのような文化教育を中国人の方が受けていて、それが日本における働き方にどのような影響をもたらすのかということについてもう少しコメントしてください。

【会場から】 研修と実習を通じて都合7年間滞在ができるというのはちょっと誤解があるのではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

【会場から】

日中の姉妹都市の間で、研修という名のもとであまりよくないことが行われているというお話がありましたが、都道府県レベルではちゃんとした研修として行われているという気がします。具体的にどのような問題があるか、あるいはどういうレベルで行われているかについてお話をいただきたいと思えます。

【会場から】

エンターテインメントビザというのはどのような仕事を狙っているのでしょうか。どのようなタイプの仕事の場合にエンターテインメントビザというのをもらえるのでしょうか、教えてください。

【会場から】 2つ目の提案として、日本企業がより強い権限を持つようにすることですが、これはちょっと矛盾するような感じがします。規制を強化する、1980年代の規制ですけれども、日本がバブル経済で沸き返っていたときに、民間の企業がより大きな権限を持って移民を使って、その労働力を搾取していたということがあるわけです。ですから、どのようなところまで、また、どういった意味において権限を持つようにすると言っているのか教えてください。

【ゲブハルトヒールシャー】 どうもありがとうございました。査先生のほうから質問にお答えいただきたいと思えます。

【査道炯】 まず、私の言っているこの姉妹都市の問題については、自治体が企業のかわりに労働者を雇ってくるということではなく、日本の中小企業が、中国の労働者を見つけようとする場合に、姉妹都市の合意を悪用してしまうことがあるのです。地方自治体ではなく企業と企業のタイアップということがあるのです。

例えば、チベットの都市で日本と姉妹都市ではないですけど、関係のない地方から人を連れてくるということをしているわけです。新潟に行きますと、中国語さえちゃんとしゃべれない人たちが連れてこられていました。彼らはどのように機能できるのでしょうか。自治体などに聞いて、こういった人たちが何故来たのかということ調べた結果、最終的にわかってきたのがそういうことだったのです。

中国都市がそれをどのようにやっているのかについては、非常に貧しい農村地区からこういった労働力の流出を行っていますが、海外だけでなく、中国内での移動ということもあります。例えば広州だとか、上海だとか、そういった大きな建設の仕事のあるようなところに労働力を集めるようなことを、地域レベルでやっておりますけれども、いわゆる中央政府のお墨つきも実はもらっております。人々にどんな仕事であれ、雇用先を見つけるということをやっているわけであります。

北京は今、1億3,000万ほどの人口ですが、そのうちの約600万人が北京で生まれてない人たちとなっており、北京の市民権というようなものは持っておりません。ですから、北京に来るときには地元政府にお金を払って、そして、その出身地から合法的な住民であるという証明書ももらいます。そして、北京で合法的に仕事をします。これは公正なシステムではありませんけれども、このようなシステムにはなっているわけです。

7年間で誤解だということですが、日本の入管法ですと、こういった人たちを1年後には送り返さなければならないことになっておりますが、それは理論的な話でありまして、また研修生ビザで戻ってくる場合があります。ほかの種類のビザで戻ってくることもできます。実際には、その1年間で基本的なスキルを身につけて、試験を受け、試験を通りますと自動的にOJT制度に移行できるわけです。それで、あと3年いられるということになるわけなのです。そこで業績がよければもっと高度なスキルへ移行もできるということなのです。ですから、誤解ではないと私は思います。もし試験に通らなければOJT制度に移行できないので、もちろん帰国しなければなりません。いずれにしても、その点については後で明確にしたいと思います。

エンターテインメントビザについては、ほかの人のほうがよくご存じでしょう。

それから、文化的な教育によって準備をするということについてですが、私は日本に6年間住んでおりました。そこで第一の誤解というのは、日本の社会、中国の社会のそれぞれにおいて、学者も含め誤解があると思います。日本と中国は文化的に近いと思っているのですが、それは全然違います。文化的にはアメリカ人と中国人や、中国人とヨーロッパ人よりもっと離れているのではないかと思います。

それから、2つ目にどういった教育をするかということですが、中国の社会というのは、非常に大きな変革を経験してきた社会です。日本人はまじめだと、勤勉だという言葉を使うようではありますが、通常それはアグレッシブという言葉の裏返しではないかと思います。日本語のアグレッシブに対する用語というのは、とにかく

中国のシステムの中で社会主義であれ、共産主義であれ、あるいは資本主義であれ、とにかく何とか生き残っていかなければならないということなのであります。日本人が中国人は勤勉だというふうにおっしゃいますけれども、実はそういうことであって、これらが適切な学問的な言葉で書かれてないということですね。

3つ目として、市民権という考え方において、多くの中国人は社会主義の残り香でもって、すなわちこういう権利を持っている、こういったサービスを受けることができるのだという、そういった概念がとても強いわけであります。例えば外国語を学んだことがないとか、いろいろな社会のダイナミクスがわかってないと問題に直面すると思います。

最後に、どのように定義するかによりますが、日本はもう既に多民族国家だと思えます。例えば東京における結婚統計を見てもそれはわかると思います。そういうふうに見れば多民族国家と言えるでしょう。また、どのように外国人の処遇をするか、日本社会に生まれてない人たちのためのスペースをどのように見るのか、また、彼らにスペースを与え、そして、彼らが表現する機会を与えるということ、これは大きなチャレンジだと思えます。どうもありがとうございました。

【ゲブハルト・ヒールシャー】 どうもありがとうございました。

続きまして、カリフォルニア大学バークレー校博士課程に在籍している本山康之さんです。お願いいたします。

【本山康之】

まず初めに、本日このようなところでスピーチをさせていただく機会をいただきまして、まことにありがとうございます。

私のスピーチのタイトルは「シリコンバレーにおけるハイテク移民労働者の役割」となっております。中身の次第ですけれども、私もアカデミックのほうの人間なので、理論の文献レビューとかをどうしてもやりたくなくなってしまうのですが、これは皆さん退屈すると思いますので、ほんのちょっとだけにします。次に、ハイテク移民労働者がシリコンバレーにおいてどのぐらいのプレゼンスがあるのか、また、彼らがどのような活動を展開しているのかをちょっと紹介させていただきたいと思えます。そして、最後に、日本への示唆というところで3点ほど挙げさせていただきたいと思えます。

地域経済研究という学問の分野がありますが、これは経済の競争力やビジネスカルチャーなどは、国ではなくて、都市圏ごとに形成されるという考え方のものであります。そして、何を見ているかということ、その都市圏の経済がどういった要因で成長するのかという分野です。100年以上見られているものなのですが、その要因として挙げられているものの中ですべてを紹介することはできないのですが、ちょっと注目していただきたいのがマーシャルというところで書いた中で3つ目の点、スキルのある労働者がいること、そして、それを調達できる労働市場があ

るということを一挙げさせていただきます。そして、あと、ほかには経済社会学のほうのアプローチですけれども、グラノベッターとかサクセニアンとかが言っています形で、社会的なネットワークが情報交換というものを促進してイノベーションがより行われるようになるというような見解も出ているというところをとりあえず挙げさせていただきます。

これがきょうのプレゼンテーションの結論に当たる部分ですけれども、シリコンバレーは、SVはシリコンバレーですが、ICによって成り立っているというふうに昔から言われておりました。これは半導体集積回路のIntegrated Circuitの略なわけですけれども、これがここ10年ちょいの間に随分別の意味を含んでいるのではというふうに言われています。それは中国人やインド人ですね。Indians and ChineseのIとCがシリコンバレーを支えているのではというふうに言われています。それで、実質的に数字として見てみますと、シリコンバレーにおいて世界的に高い労働力を確保しており、ハイテク産業のエンジニアに関しては、中国人、インド人をはじめとする外国人労働者が3割以上を占めているという数字になっております。そして、こうした移民は民族間を中心としたネットワークを活用して起業家活動を促進しております。そして、単に物と金だけではなくて、情報、技術、経営モデルなどを、例えば台湾ですとか、インド、あと、中国のある幾つかの拠点において交換していくということです。

先ほどハイテク産業における数字を挙げさせていただいたわけですけれども、これがサンフランシスコ都市圏において、経済や社会全体に占める割合でそれぞれの民族系のグループがどれぐらいの構成比をなしているのかということですが、これは人口でまず見ますと、中国系は8.2%、インド系2.5%、これは総企業と書きましたけれど、すべての産業における企業の所有者というものは中国系の人で8.1%、インド系が2%程度となっております。ですが、これが先ほども申し上げましたが、ハイテク企業の所有のほうで見ますと、中国系が22%、インド系が11%といった形で数値がはね上がっております。つまり、ハイテク産業に関して何か特殊なメカニズムがあるということです。ちなみに日系のほうですが、人口で見ると1.2%ぐらいなものですが、ハイテク企業のほうに関しても1%程度と、あまり変わった数字にはなっておりません。

それで、かねてよりシリコンバレーがなぜ成長したのかという研究はいろいろな角度からなされていましてけれども、その要因で挙げられているものでプロフェッショナルネットワークの役割というものがあります。これは業界団体なんかよりも幅が広いもので、社会的なつながりも含んでいると。そして、資本、スキル、技術、労働力の橋渡しを行っている。そして、経営ノウハウと組織モデルを広げる媒体にもなっているというものです。先ほど述べました中国人、インド人は、単に生まれながらにして個人的に商才があって、それを活用してハイテク産業に組み込んでい

るというわけではなくて、彼らの民族的なプロフェッショナルネットワークを活用して、ハイテク産業の中で躍進してきたと考えられます。

次に、これは代表的なハイテク産業を周縁とした民族プロフェッショナル団体のリストを挙げさせていただきました。そして、こういったプロフェッショナルネットワークを通じての活動状況を分析するために、サクセニアンをはじめ、私も含める研究チームは2001年にアンケート調査を実施しました。以下、ほんとうにさわりですけれども、幾つかの結果を紹介させていただきたいと思います。そして、3つのグループ、中国の本土というか、メインランドというふうに書いてありますけれども、そういった台湾系、インド系のグループにおける集計結果を紹介させていただきます。

米国への入国パターンということで、こういった経緯で米国へ来たのかという質問に対しての答えで、これはかなりおもしろい結果が出たと思うのですが、中国系のほうですね、メインランドと台湾のほう、かなり圧倒的な数で8割近くが学業を取得にきてそのまま米国に滞在したと、Attended school In US and stayed という形で答えております。インド系に関しては、仕事を通じてという、Through Work というのが25%ぐらいあるわけですけれども、それにしても過半数以上54%は学業の後そのまま滞在したという形であります。

申しわけありませんが、時間の都合上、以下この15ページ目のスライドと16ページ目のスライドのほうは参考程度にさせていただきます。どのぐらいの頻度でこういったプロフェッショナル団体やほかの会合に参加しているかというものと、母国へのつながりということで、ビジネスの目的で母国へどのぐらいの頻度で旅行しているのかといったものの結果です。

母国へのつながりということでほかに指摘させていただきたいのですが、自分の母国の企業に対してアドバイザーとして助言をしたり、契約の手続をしたことがあるかという質問に対して、民族間によって開きがあるものの、台湾系は24%、インド系は34%、アドバイザーとして助言をしたことがあると答えています。契約の手助けをしたことがあるということに関しては、もっと多くの形で34%、46%ぐらいがしたことがあるという形で答えています。ほかには母国で働いている友人と頻繁に交わす情報としてどんなものがあるかということですが、米国でのビジネス情報、母国でのビジネスに関する機会、そして、技術に関する情報と、それぞれいろいろ交換しているようであります。

かなり飛んでしまえますけれども、アンケート調査のまとめとしまして、インド人、中国人とかはシリコンバレーにいて非常にアクティブに起業活動を行っている。そして、母国とのパイプをつなぐという機能を有効に果している。これはお金、製品だけではなくて、労働力、市場や技術情報も盛んに交わしているということです。

本日はちょっと紹介する時間がありませんでしたが、移民労働者のそれなりの比率が長期的には母国には帰っているというデータも存在します。ですので、これは一方的な途上国のほうからの頭脳流出ではなくて、頭脳、人材が循環しているのではないかというふうにとらえられます。そして、彼らはシリコンバレーでのネットワークの仕方ですとか、投資行動の行い方、投資行動、技術開発など、ビジネスモデルなどを母国で実践していると。

日本への示唆ということで3点ほど挙げさせていただきます。

日本では90年代よりだと特に思うのですが、さまざまな形で日本でシリコンバレーをつくらうというアプローチが随分なされてきました。中央政府、特に旧通産省、現経産省が音頭をとったものもありますし、地方政府のほうでいろいろサイエンスパークですとか、ほかの形でハイテクの集積地をつくらうと、シリコンバレーをコピーしようという形で行ったものがありますが、インド人、中国人の行動パターンを見るに、これは彼らがシリコンバレーを複製しようとしたのではなくて、シリコンバレーとパイプをつないでいこうと、全く別の発想を持っていたということがうかがえると思います。

それと同時に、このパイプをつなぐという形は、日本とシリコンバレーがどういうふうに関係をつなぐのかということを示唆するのと同時に、日本と台湾、中国、インドなどがどのようにパイプを形成していくかということに関して、また別の意味での示唆があると思います。もちろん日本企業も東南アジアには進出しておりまして、昨今では「世界の工場中国」という形で随分キーワードとして言われているようですけれども、まあ、かなり大量生産ですからローエンドの生産を中国や別のところに移動している例はかなり見受けられますが、シリコンバレーとインド、中国のつながり方を見るに、それはもっと相互依存的な、そして、情報や意思決定が一方通行ではない柔軟な関係であると思われる。

2点目としまして、これは非常に時間のかかるプロセスではないかと、このパイプをつないでいくということですね。私が考えるに一ビジネス世代以上かかっているのではないかというふうにとらえます。スライドの11ページのほうでリストに書かせていただきましたが、いつ創設されたという年代も右のほうに書きました。中国系が80年代の初頭ぐらいから、そして、インド系のほうに関しては90年代の初頭からいろいろな組織、プロフェッショナルネットワークが形成されているわけですが、これらが形成される前に、その創設のキーマンとなっている人たちが、個人で非常に20年とかという年月を米国、もしくはシリコンバレーにおいて非常に起業家活動において苦しんで、それで、彼らが自分の若い世代をもっと助けたいという思いがあって、こういったプロフェッショナルネットワークがやっと出てきたといったところがあると思います。つまり、こういったパイプを形成

していくという過程においては、移民労働者、ホスト企業、地域住民、そして、政府が長期的にわたった取り組みを行っていくことが必要なのではと思われます。

最後3点目ですけれども、ハイテク移民労働者が非常に戦略的に自分がどこにいくかということを考えていると思うんですね。その中で2つほど質問させていただきたいのですが、なぜ高いスキルを持った労働者という者がシリコンバレーに来たがるのかというのが第1の質問。

2つ目としては、果してその外国人労働は日本に来たがるのであろうかということですね。彼らは非常に幾つもの角度から自分がどこに行こうかということを考えています。最も代表的なものとして、経済的環境として挙げさせていただきましたけれども、これが一番だれでも思いつくであろう、賃金がどのくらい格差があるかというのと福利厚生、どのくらいのものがあるのかというものが挙げられると思いますけれども、これだけではありません。移民労働者は、彼らはあくまでもプロフェッショナルでして、自分の能力がどのくらい生かせるのか、組織の中で自分がどういった役割を担うことができるのか。そして、自分の将来、キャリアデベロップメントを考えていく上でどのようなことができるのかというのを常に考えています。

2つ目、法的環境として挙げさせていただきましたが、これはもちろん滞在ビザもありますし、永住とかも含めた長期的な滞在の可能性がどのくらいあるのか。納税ですとか、ほかの法的なステータスがどういったことになるのかということですね。これに関しては、後ほどパネリストの方でもっと専門の方から詳しい話が聞けるとは思います。

3つ目に、社会的環境という形で挙げさせていただきました。こういったハイテク移民労働者も彼らだけのことで結論を決めるわけでもなくて、もちろん家族ですとか、配偶者の話が出てきます。それで、住居環境がどういったものになるのか。そして、子供の教育環境が一体どういったふうになっているのか。あと、治安、文化の違いがどのくらいあるのか。そして、受け入れ側のほうの外国人を受け入れるという姿勢がどのくらいのものであるのかということを考えていると思います。これらの要素、日本への示唆というところで3点ほど挙げさせていただきましたが、これらの3点を踏まえながら、今後日本が国際競争力を保っていく上で、そして、幾つかのいろんな選択肢があると思うんですけれども、その中でプラス面・マイナス面を考えながら、今後日本がどういった選択肢をとっていくべきか考えていくべきだと思います。

【ゲブハルトヒールシャー】

次に、ジューゲン大学教授のライナーガイスラー先生よりお願いします。

【ライナーガイスラー】

私のプレゼンテーションのテーマですが、疑問形で、「外国人」のほうがドイツ人よりも多くの犯罪を起こすのか？としています。これは非常に問題を含んだ概念で

す。まずは、この質問に対しての一般的なコメントをしてみたいと思います。1960年代から、ドイツというのは、移民の国と言ってもよい国でありました。ドイツに住んで仕事をしている人が少数民族ではありますが、この数十年間に増え続けております。ドイツに住んでいる人口の10%以上が、いわゆる非ドイツ人であります。

この人口の変動については、この30年間、ドイツにおける出生率はとても低く、各子供の世代というのが親の世代よりも数が少なくなりました。大体3分の1ほど少なくなるという傾向があります。そして、移民なくしては、ドイツ経済およびドイツの社会保障のシステム、特に高齢者を支えるシステムが簡単に破綻してしまうということだったのです。もうこれはみんな知っております、ですから、疑いなくドイツには移民というのが必要なのです。これからの10年必要です。そして、いわゆる少数民族の数というのは、今10%と申しましたけれども、今から20年、30年の間に20%まで増えると思います。これについて、私どものこの社会自身が重要な問題を抱えていると言えます。すなわち、こういった移民、あるいは少数民族を統合していかなければならないということです。

それで、タイトルの問いに戻るわけですが、ドイツ人よりも外国人のほうが犯罪率が高いかどうか。すなわち、移り住んだ国の法律を守っているかどうか、ドイツ人の中に統合できるかどうかの非常に大きな別れ道になるわけですが、非常に長い間、長過ぎると言ってもいいかもしれませんが、この問題に対する公的な議論は大きな問題をはらんでいました。全然役に立たなかったと言っても過言ではないと思います。移動労働者及びその家族の統合ということにあまり役に立ちませんでした。ジャーナリストも政治家もまた科学者も、私自身科学者なので残念ですが、また社会学者も、残念なことに犯罪を起こす外国人というようなステレオタイプを描き続けてきました。情報として、外国人というのは危険な人たちだということを言ってきたわけです。

そういった犯罪を起こす外国人というステレオタイプはドイツ人の頭の中にすり込まれていたわけでありまして、それをあらわすような調査結果があります。ドイツに住んでいる外国人はドイツ人よりもより多く犯罪を起こすのでしょうか？という質問に対し、東ドイツの住民の27%が、西ドイツの43%がノーと答えています。

さて、こういった犯罪を起こす外国人というステレオタイプが犯罪の事実を反映しているのかどうか。すなわち、ドイツ人よりもより多くの犯罪を移民が起こすのかどうかとですが、公的な議論やマスコミ、あるいは政治家が言うようなことを、外国人が犯罪を起こすという何らかの統計データを示して言ったりするわけです。そのデータを示すことで事実であるとの統計的な裏づけとして使っているようでもあります。

これは住民の中の外国人の割合が9%から10%ですね。そして、警察の統計に

よると、外国人の犯罪者の数、あるいは容疑者の数が28%ということです。ということは、外国人、あるいは出稼ぎ労働者の犯罪率は3倍高いという結論を引き出されたわけです。ちょっと見ますとこのデータからくる結論というのは理論的なように思われるわけですが、しかし、他のデータや手法を使って調べたところ、全然違う結果に至ったのです。

まず、外国人労働者とその家族は少なくともドイツ人と同じぐらい法を守っているということです。そして、2つ目の点ですが、彼らの犯罪率というのは、同じような社会的な状況に暮らしているドイツ人と比較した場合にはそれよりも低いというわけです。そこで、3つの重要なことを示しています。

まず1点目ですが、いわゆる統計的に証明されているとされる外国人の犯罪率の高さは、実は比較が間違っているということです。リンゴとナシどころか、リンゴとトマトを比べているようなものだと言いたいわけです。2日前であります、ある方がリンゴとトマトは似ているよというふうに指摘されましたので、リンゴとキュウリというふうに言いかえたほうがいいかもしれませんね。それから、2つ目の点ですが、この犯罪統計を正しく解釈する際に民族の選択の影響を考慮しなければならない。それから、3つ目に考えなければならないのは、社会的な背景ということであります。移民労働者、これはドイツの移民の中心をなしているわけですが、ドイツの外国人の85%がそういった労働者及びその家族なのです。

そして、この最初のリンゴとキュウリの比較ですが、この統計的な証明と呼ばれるもの、人口統計と犯罪の統計を比較しておりますけれども、なぜ比較できるかという、外国人に全然違ったカテゴリーを使っているからです。両方の統計の外国人というのは、実は全然違ったグループを指しております。しかし、ほんとうにデータを比較するためには、いわゆる移民労働者を抜き出してリンゴとリンゴの比較ができるようにしなければなりません。この犯罪容疑者の中で移民労働者が占める割合というのはたった6.8%でしかないわけであります。そして、そういった移民労働者、去年の全人口に対する割合であります、7.5%であります。そうしますと、間違いなく結論として引き出せるのは、この移民労働者の犯罪率というのは、実はむしろ少し低目であるということであります。ドイツ人の率よりも低いということになるわけです。すなわち、外国人は犯罪を起こすというような絵柄というのは、実はこれは移民労働者には当てはまらないということです。

しかしながら、容疑者の6.8%ということですべての事実が語られることはないわけですね。この数字を正しく解釈するために考えなければならないのは、ほかの効果、すなわち、選択効果と、それから、社会的な背景ということですね。まず、民族の選び方ですが、この犯罪のうちたった10%しか警察に報告されていないわけですね。そして、その90%は実はドイツではやみに葬られて報告されないわけですね。つまり警察ざたにはならないのです。そして、ある研究によれば、少数民

族の犯した犯罪のほうが、ドイツ人同士の犯罪よりも、警察に通報される率が高いということです。例としてある研究によりますと、若いドイツ人と若い外国人の場合、外国人が犯罪を起こしたうちの半分は報告されるけれども、ドイツ人の若者であれば6件に1件しか通報されないということです。警察統計というのは、実は外国人の犯罪の率をあまりにも過大評価し過ぎているということになります。

それから、2つ目の点ですが、ドイツにおける移民労働者の社会的な背景を考えなければならぬということなのです。そのグループの社会的なプロフィール、すなわち性とか、年齢とか、資格とか、あるいはクラス、階級とか、そういったものを考えなければならぬということです。こういった社会的な背景というのが犯罪的な行動に大きな影響をもたらすわけですし、また、その犯罪について、実際に警察での取り締まり、マスコミの取り扱い方、あるいは裁判のされ方ということに影響を与えるわけです。女性よりも男性のほうがより多く犯罪を起こしますし、若者のほうが高齢者よりもより多く犯罪を起こすでしょう。それから、教育レベルの低い人たち、あるいは低い階級に属している人たちのほうが、そうではない人たちのほうよりも犯罪を起こすでしょう。それから、ドイツで移民労働者といいますが、これらの基準でそれぞれ全然みんな違うわけでありまして、こういった移民労働者というのは、平均して男性が多く、若く、教育レベルはより低く、そして、しばしば社会階級もより低いところに属している人が多いわけです。すなわち、こういった社会的なプロフィールの具体的な点というのが犯罪率を上げる要因になっている。また、ドイツ人一般よりも上げてしまっているということになるわけです。

ですから、こういった効果を定量化し計算することにより、犯罪率というのは、性の効果、すなわち、男性であること、これが9%ですね、それから、年齢の効果というのが33%寄与しております。約3分の1ぐらいですね。それから、最も重要な効果というのは、階級ということです。犯罪率というのは第1世代は129%に上がり、第2世代は80%というふうに下がるわけです。このような計算をいたしますと、もう一つ別の重要な結論が導き出されてくるわけです。それは、移民労働者というのはドイツ人よりも大きな犯罪率を持っているけれども、しかしながら、その率を考える場合に、ドイツ人の同じような社会的な背景のグループと比較した場合にはむしろより低いということです。この結論から理論的に導かれてくるというのは、移民労働者とこの犯罪ということの関係であります。ほとんどの人々が考えるように、移民によって起こる効果というのは、高い犯罪率ということではなく、むしろ逆であります。

すなわち、移民労働者というのは、実は犯罪率はより低い。すなわち、労働することによってより社会への適合性が高まるということです。このことが今、広く広がっているドイツにおける移民労働者に対しての偏見とは全く逆のものでありますけれども、しかし、このような偏見が、もちろんこれは驚くべきことでもないわけ

でありまして、ほかの国々の研究でも、例えばアメリカやカナダやオーストラリア、あるいはイスラエルといったような国を研究しても同じ結果が出てきております。移民労働者が、その大多数の住民よりも法律守るということでもあります。それから、スイスというのは近代的な移民国でありますけれども、やはりスイスでも同じような結果が出ているわけです。

そうしますと、ここで非常に興味深い質問なのですが、なぜこういった移民労働者というのはよく法律を守るのかということですが、これは非常にシンプルかつよくわかる説明としては、適応性、順応性ということなのであります。すなわち、彼らはいろいろなものに対する期待度が低いので、不利な状況を受け入れやすいということです。収入が低い、労働条件が悪い、貧困率が高い、あるいは失業率が高いという状況に、土着の人々よりもより適応できるわけです。

最後に、1990年代多くの政治家、ジャーナリストはこういった科学的な結果を無視してきました。そして、こういった犯罪を起こす外国人というような危険なイメージを描き続けてきました。この偏見というのはとても危険であります。外国人嫌いな態度、無知、そして、暴力などを少数民族に対して引き起こすものになってきました。そして、こういった科学的な意見に対しては非常に大きな抵抗となってきたわけではありますが、政治的な、またイデオロギー的な重要な役割があります。

まず1つ目ですが、制限的な移民政策をとるべきだという意見がありますが、これは移民をやめてしまえという意見です。最低限まで減らしてしまえということでもあります。なぜならば、移民というのはとても危険な人たちであるので、我々の公安に対しても危険だという意見です。それから、2つ目、これももちろん過去のもんではありますが、外国人に対して犯罪が増えていることの説明にもなっていました。

フランクフルトアルネマイネ紙によりますと、これは1990年代の東ドイツにおける外国人に対する非常に残酷な攻撃であるというふうに書いたわけでもあります。しかし、このようにロストックへの難民登録を求める人たちに対して攻撃をされたわけでもありますけれども、東ドイツ人たちは、汚れた犯罪者たちから自分たちを守らなければなかったというような書き方をしているわけなのです。科学者、彼らは生物学者であって、社会学者ではなかったのですが、そういったことを書かれたこともありました。幸運にも最近ドイツの政治的な風向きも変わってきて、ドイツには移民が必要だというふうになってきました。

政府はいろいろと市民権に対する制限を取り払いつつあります。今でもまだ準備中ではありますが、ドイツの歴史の中で初めて移民法というのをつくろうとしております。1980年代、90年代、ドイツは移民国家ではないというスローガンがうたわれて、このスローガンが政治的なディスカッションを牛耳っていたわけですが、現在はなくなりました。そして、この変化、そしてまた、政治的な議論、

政治的な機構の移民に対する変化であります。犯罪を起こす外国人というようなこの数字、もちろんこの数年間そういったものが出てこなくなってきました。

【ゲプハルトヒールシャー】 ガイスラー先生、どうもありがとうございました。

続いて、筑波大学教授でいらっしゃる駒井洋先生お願いします。

【駒井洋】 外国人移民の数は、日本においては現在200万人強、全日本の人口の1.4%強であります。労働力で考えますと、在日コリアンなどの旧来外国人を外した場合、私の計算によれば100万人弱ということでないかと思えます。これは日本の労働力の1.2%に相当します。この1.2%は、例えばドイツなどに較べても非常に低い数字であります。新来外国人のなかで一番多いのが中国人であり、50万人に迫る勢いです。次はブラジル人が2番目で、30万人に近づいています。それから、フィリピン人、韓国人が3番目にランクし、それぞれ20万人ぐらいとなっております。以上が日本への移民の概況であります。ただし、ここには、いわゆる在日コリアンは入れておりません。

1992年には、日本にいた外国人は約100万人でした。こののち10年かけて55万人が新たに日本に来ました。1年当たりにはしますと5万5,000人にしかなりません。1990年に施行された改定入管法はマニュアルワーカーの流入を阻止するものであります。ただし、日系ブラジル人は例外扱いとなりました。研修生もマニュアルワーカーの一つの抜け穴でありました。いずれにしても、いわゆる非熟練労働者の受け入れは基本的に阻止されました。その結果、東南アジアですとか、中国に日本から資本が流出してしまいました。労働と資本のあいだには常にトレードオフの関係があり、もし安い労働力を導入しないのであれば資本が流出します。私たちはそういったことをまさに目の当たりにしてまいりました。低賃金の移民労働者への門戸を開かなかった結果、産業の空洞化が発生したのです。

では、マニュアルワーカーでない高度な人材と呼ばれる人たちはどうでしょうか。専門職、管理職などホワイトカラーの移民は、あわせて10万人強程度であります。数としてはとても少ないと言えるでしょう。

では、なぜ高度な人材は日本に来ないのでしょうか。その一番の供給源になるのが、日本への留学生であります。ところが、留学生の数は非常に少なく、せいぜい15万人強程度であります。また、私たちは、日本のハイテク産業にいるハイテク労働者にインタビューをしました。彼らの言うことには、年功序列制度といった労務管理制度のもとでは才能に見合う十分な収入が得られないとのこと。また、能力評価もその方法がきちんとしていないということで、日本には滞在したがりません。一たん日本には来たとしても、彼らはいずれシリコンバレーをはじめとする外国へと飛んでいってしまいます。なぜ彼らが日本で働きたがらないかの3番目の理由は彼らの子供たちのための教育制度にあまりにも問題があるからであります。日本で義務教育を終えたとしても、そこで得られた内容は国際的な基準に至ってお

らず海外では通用しません。

さて、外国人の犯罪傾向ですけれども、警察の統計はあまりにも誇張が多過ぎます。研究者による犯罪傾向に関する厳密な論文は、今までのところ2つしか出ていません。私の言う厳密な学術論文によれば、短期間だけ日本にいる人たちを入れますと犯罪数は多くなりますけれども、定住化している外国人のグループを見ますと、犯罪数がずっと少なくなります。さらに、定住化した外国人移民労働者の犯罪率は、日本人の犯罪率を多少下回っています。

ただし、中国人はその例外です。警察の犯罪に関するデータが誇張されているのは、国際犯罪シンジケートによる犯罪を含んでいるからであります。彼らは、ヒット・アンド・ランということで、一発ねらって、取るものだけをとって、そのまま出ていきます。こういった国際的犯罪組織による犯罪を入れてしまうと、外国人犯罪は当然膨らんでしまいます。

今、日本の世論は外国人移民に対して非常に冷たいものとなっています。さきの選挙において、2つの政党がその公約の一つとして超過滞在をしている非正規移民の取り締まりを強化すると言っていました。彼らのほとんどは日本にかなり長く住んでおり、彼らの犯罪傾向も定住化している合法的な人たち同様非常に低いものとなっております。

以上でございます。

【ゲプハルトヒールシャー】

まず、スピーカーの方々、お互いに対する質問がございますか。

【駒井洋】まず最初に、査先生に申し上げますが、研修生と技能実習生の滞在期間をあわせて4年までです。7年ではありません。

【ライナーガイスラー】非常に驚いたのは、日本の状況というのが非常に90年代のドイツの状況と似通っているということです。外国人の高い犯罪率という政治的、イデオロギー的なステレオタイプについて相同点があると思います。

【ゲプハルトヒールシャー】本山先生のほうから何かないですか。

【本山康之】ガイスラー先生の質問になりますが、私はシリコンバレーのインド人、中国人という話をしましたが、同じようなハイテク移民というのがドイツにいるのかどうか、特にインド人、中国人というのがあるかどうか教えてください。

【ライナーガイスラー】ドイツには4年前にグリーンカードができて、ハイテクの資格のある人たちがドイツに来て働くことができます。経済的な予後を考えれば我々は彼らが必要なのです。4万人ぐらい必要なのです。しかし、市場は非常に早く分化されまして、小さくなってしまいました。4万ではなくて1万6,000人ということになりました。しかし、少なくとも1万6,000人が来ましたが、ほとんどインド人だったのですがこの市場も現在危機に直面しておりまして、もう失業してしまっている人もおります。そうしますと、またドイツを去らなければな

らないわけです。

【ゲブハルトヒールシャー】 さて、客席から質問をお受けします。簡単にお願
いします。

【会場から】 ガイスラーさんへの質問です。ドイツと日本に類似点があるとの
ことですが、日本は単一民族国家であります。周辺諸国もそうであります。一方、
ドイツはもちろんそれ自体は単一民族国家でありますけど、周りの国々、そうでな
い単一民族じゃない国にも影響も受けていると思います。日本は単一民族国家であ
るということで、そういった中で多民族国家をつくらうとしたとしてもドイツより
も難しいと思うのですが、その点どうでしょう。

【ライナーガイスラー】 ドイツの例でいいますと、おもしろい展開がここ三、四
十年あったと思います。最初の移民が入ってきたとき、国民はそういった状況に対
してあまり受け入れませんでした。無関心でありました。ところが、独自で調査を
行いまして、例えば一つの設問として、もしあなたの子供がイタリア人、ないしは
トルコ人と結婚すると言ったら反対しますかと聞いたところ、60年代は少なくと
も大半の人たちはノー、つまり、そういった国際結婚は嫌だと言ったんです。しか
し、今はノーと、だめだと言う人たちは少ないんですね。少数派であります。です
から、移民労働者がドイツの人たちに受け入れられるようになってきたというあか
しではないかと思えますし、そして、多文化的な姿勢、態度といったものがドイツ
においては随分強くなってきていると思います。私たちは大多数のドイツの人たち
はこういった移民労働者を受け入れていると思います。

【会場から】 ガイスラー先生に質問ですが、外国人に犯罪に対してのマスコミ
の取り上げ方についてお聞きします。外国人の犯罪に関して、例えば新聞などで書
き立てるときに、日本の報道というのはかなり、煽情的に書くような状況がある
と思うんです。ドイツでそのような煽情的な書き方というのは減ってきたというこ
とであります。何かその法律的なものなののでしょうか。それとも何か文化的な変化
なののでしょうか。

【ライナーガイスラー】 わかりました。法的な介入というのはありませんでし
た。むしろ、ディスカッションがずっと進んで、いわゆる煽情的なディスカッショ
ンが熱を失ってきた。もっと注意深く話すようになってきたということなのだと思
います。80年代、90年代、中心的なスローガンは、ドイツは移民国家ではない
というスローガンでした。それがもう一般的なディスカッションの中心の課題だっ
たわけです。そして、そのような環境下においては、かなり新聞でそういう犯罪を
起こす外国人という書き方がされたわけです。このような犯罪でこの数字がプロパ
ガンダとして使われたわけがあります。いつも、例えば外国人が犯罪を起こしたと
いうと、これがトップ記事になったりしたわけがあります。しかし、この環境が全
く今、変わってしまいました。そういったスローガンもなくなりました。

今、政治的に言っても、すべての人たちも、どのようにしたら移民労働者を社会に統合できるか。そして、もはや移民労働者は要らないというようなことは言わなくなりました。これから2年の間に人口が減ってしまうということなのです。ですから、1年当たり大体20万人ぐらい移民が必要だということが言われています。経済の危機を招かないためにはそれぐらい必要だということがみんなわかってきたわけです。そういった環境になってきたので、結果として、新聞などももはやこういった数字を出さなくなりました、あるいはこういった絵を書かなくなりました。ですから、これは法律的な問題ではなく、むしろ、移民に関するディスカッション、そして、その統合に関するディスカッションの環境でそういうふうになってきたのだと思います。それでよろしいでしょうか。

【ゲプハルトヒールシャー】 あと、追加で何かおっしゃりたいですか。

【ライナーガイスラー】 もう少しつけ加えて言いたいのですが、80年代、90年代防御期間、あるいは拒否の期間というのがありました。すなわち、移民を全く受け入れないというような拒否の態度の期間だったわけでありまして。しかし、89年、90年と移民を受け入れるというような機運が生まれました。そして、そういった外国人は犯罪を起こすというのが、合わなくなったわけでありまして。89年にドイツの政府が変わりましたし、それもまた影響を与えたのではないかと思います。すなわち、現在の政府は、原則的にドイツというのは移民の国であるという事実を受け入れております。しかし、前の政府は、いや、そうじゃないと言ってきたわけでありまして。ですから、法律的なというよりも、むしろ、政治的な変化というものもあると思います。

【会場から】 駒井先生、日本が単一民族国家という概念、これは今、神話として存在すると思います。この神話は日本政府の政策、移民政策にどういった影響がありますか。

【駒井洋】 単一民族であるといった神話ですけれども、これはもう既に過去のことではないかと思えます。今、一般的に合意されていることは、多文化社会へと向かうべきであるということではないかと思えます。

ただ、私が恐れているのは、ドイツの例とは反対に外国人の移民が日本に来たがらないんですね。例えば、年間30万人、ないしは60万人入れよという国連の人口部門の提案がありますが、申し上げたとおり、毎年せいぜい増えても5万人強ぐらいしか来ないわけですね。なぜかと言えば、それは産業空洞化してしまっているのです。日本に来たところで仕事がないのです。特にブルーカラーの人たちの仕事はありません。高度な人材と呼ばれる人たちにとっても、中国、韓国と較べて魅力が薄れてしまっています。外国人が来てくれませんので、人口がどんどん減るだろうと見ています。

【ゲプハルトヒールシャー】 皆さまありがとうございました。パネリストの方々

にもお礼を申し上げたいと思います。(拍手)

パネル2「日本は多民族共生社会となりえるか」

【進行】 パネル2は、アジア財団駐日代表のアンドリュー・ホルバートがモデレーターを務めます。

【アンドリューホルバート】 最初に、パリ政治学院教授のリバ・カストリヤノさんをお願いします。

【リバ・カストリヤノ】 統合の問題についてお話しします。現在、統合という問題はすべての民主社会に政治的な大きな問題として存在しています。しかし、カナダやアメリカ、オーストラリアなどの移民からできた国々と、いわゆる外国人を同化する形で成り立ってきたフランスとは違いがあり、ドイツのような移民の受け入れ方も違いがあります。しかし、そういった国々すべてが直面している問題として、アイデンティティーの不安ということがあると思います。これは移民のアイデンティティーと、国民のアイデンティティーが対立しているからです。これをどのように解決するかは様々です。しかし、移民を政治的に認識すること、どのように国への統合を図っていくかについては、国家と移民とでアイデンティティーの協議を行い、いろいろな違いを認め、合法化するということが必要だと思います。

フランスとドイツは全く違った国ですが、それぞれに行われた市民権と統合の協議について比較してみたいと思います。

事例としてスカーフの問題についてお話しします。イスラムの若い女性がフランスの公立学校でスカーフをしているということで、大きな問題となりました。2人の16歳の少女が、スカーフを頭に巻いていたため、放校処分となってしまったのです。1989年には3人の10代の女の子がスカーフを頭に巻いて登校したということが問題になりました。そこで大きな政治的な動きが生まれ、アイデンティティーに関していろいろな意見が交わされるようになりました。

一方には移民のアイデンティティーがあり、もう一方には国あるいは国民のアイデンティティーがあります。フランスの社会というのは、いわゆる宗教とは切り離された社会です。フランスにおける共和国の原則を守ろうという力があり、一方では多文化と多民族に関して多元的、あるいは自由主義的なアプローチもあります。

1989年以降、スカーフ事件以来ですが、フランスはいろいろな危機に直面しました。ドイツの新聞が、これはフランスの誇張だと書いたことがあります。フランスでは、イスラム教は2番目に大きな宗教で、500万人以上のイスラム教徒がフランスにはいます。ではなぜフランスがイスラム教徒の女の子が公立学校でこのようにスカーフを巻いて登校するといった問題にわざわざ反応するのか。それは、こういった公立学校というのはフランスのイデオロギー、すなわち宗教と教育は切り離すということに大きな結びつきがあるからです。

また、ガイスラー先生もおっしゃっているように、ドイツというのは移民の国で

はなく、すなわち移民の人々は国の一部としていないわけです。ですから、スカーフをつけようが、つけまいが社会の一部ではなく、いずれは国に帰るのだからという扱いなので、国に戻るのであればそれぞれのアイデンティティーを守っていればいいじゃないかという考え方になります。

もう少し一般的な解釈として、フランスとドイツでは宗教の捉え方が違い、ドイツの宗教は公的に認識されていますが、フランスでは宗教を全く切り離しています。ドイツにおいては、いつドイツの国家に属するのかということになると、初めてスカーフも問題になるだろうということです。

それが1998年に、アフガニスタン出身の先生がスカーフを巻いて授業をしようとしたところ、ドイツでは大問題となり、彼女は公務員でしたが、放校処分になり、最終的に憲法裁判所に訴えることになりました。つまり、フランスで生まれた子供というのはもう既に国家というイデオロギーに属していて、公立の学校ではそういったイデオロギーを実施する場所であるわけです。よってこの問題が重要性を帯びてくるのです。ドイツでは、一公務員として国家に属しているということになると、初めて問題になるのです。そして、フランスの場合もドイツの場合も、彼らは排除されました。

このようなフランスとドイツの比較は、2つのモデルをあらわしていると思います。フランスのモデルはフランスの市民社会を選択し、同化して、その国に属するというやり方。ドイツはいわゆる単一民族国家でありまして、文化的な統一性がある。そして国のコミュニティの有機的な結びつきがあって、そこでは市民権法というものがたくさんあります。ドイツ人の親を持っている、あるいは先祖を持っているということが重要視されます。しかし、移民政策に関しては、両者とも同じ問題に属しているということになります。公共政策というのは、国家と社会間の協議のダイナミクスに基づいているわけです。単に国家の生成ということよりも、もっとダイナミックなものです。ダイナミックな形で単にその移民政策、移民コントロールの政策ということだけではなく、もっと統合の政策にも影響を与えるようになっているわけです。ドイツとフランスは、同じような移行をしております。経済的な移民、また一時的な移民ということから、永久市民権を得る、そして属するコミュニティも存在するというところに移行しています。また、同時にフランスとドイツはアメリカと同じような困難に直面しています。すなわち民族問題に関連した社会、経済的な疎外あるいはスラムといったような貧困問題などがあるわけです。ドイツ、フランスの社会においてこういった移民や民族のコミュニティが認識、認知を求めているわけです。

そして、現在、我々は多文化国家になっているわけですから、多文化的な観念は現実化しているわけで、移民の言っていることを認めなければならないわけです。そういったいろいろなことを拒否するというレトリックにもかかわらず、フランス

は1980年代にアイデンティティー政策に移行してきたわけですが、そのときに原則としては、違っているということの権利を認めました。すなわち外国人が自主団体を組織していいということになったわけです。同時に、ドイツも同様ですが、外国人のコミュニティーがここにいるんだ、ずっと住み続けるんだという動きが始まりました。いわゆる出稼ぎ労働者というのは、いつかは国に帰ると思われていましたが、むしろ彼らはドイツにそのままとどまろうとすることになったわけです。そして、出身国に戻るのではなく、ドイツで認められるように活動を始めたわけです。両国において特に移民に関するイニシアチブをサポートする機関が生まれました。そして、このことがまた別のレトリックを生んだわけです。両方の社会は多文化あるいは多元的であると言い出したわけですが、イデオロギーのベースは全くなく、この社会にはいろいろな文化が共存して一緒に住んでいるということだけを言っただけです。ですから、この意味において日本はフランスとドイツと同様に、多文化国家ということになると思います。

さて、この「違っていることの権利」は、フランスでは1980年代に注目されました。国籍法と市民権法というのは随分変わり、実際この法律ができることによって意味合いが変わってきたわけです。市民権というのは唯一の政治的な正当性、アイデンティティーであり、フランス人であるということです。これは公的に重要性をもちます。そして、ドイツでは2年後に同じ問題に直面することになりました。ベルリンの壁の崩壊の後です。それから、ソビエト連邦が崩壊することによって東欧のドイツ系の人たちがドイツに戻ってくるようになりました。40年間、市民でなかったわけですが、彼らが帰化をしたわけです。ここで議論が巻き起こりました。市民権というものは、正当性とそして二重国籍ということ、これはドイツの憲法では認められていないわけですが、トルコ人などが求めてきたわけです。彼らの帰化の条件として求めてきたわけです。

それから、北アフリカ出身のフランス人について、既にフランス国籍を持っているわけですが、同時に自分たちの出身の文化にも忠誠を払うようになってきました。ということは、複数のところに属しているということになるわけで、このような形で単一的な国家、すなわちこれはフランスのレトリックであり、フランスのイデオロギーですけれども、それと対峙するようになったわけです。一方で、ドイツではそういった政治的な市民権の欠如が明確な区別をもたらしたわけであり、この2つのものに属するということで、市民権と国籍を区別がされたわけです。国民国家ではこれが重なっているわけですが、市民権というのはドイツに住む権利であります。そして、国籍というのは、民族的にどこの国に属するかということになるわけです。

そこで、アイデンティティーの政策が、認知、認識ということにつながっていくわけです。次に民主社会で正当性を持って認知されるには何かが必要かということ

です。それによって国家、そして世論が認識し始めました。認知の1つのやり方というのは機関的なものでありました。フランスにおいてはフランスの共和国ができて、そして教会と国家の分離ということが起こりました。フランスではカトリックもユダヤ教もあり、イスラムがずっとおくられてきました。これは新しい宗教として認められたわけですが、イスラム教は非常に目立つということで、4つ目の宗教として同じように認知されるべきであると求めるようになりました。

ドイツでは2つの宗教を公的に認めております。しかし、イスラム教はその中で認められていなかったのです。この10年間いろいろな協議が2国間で行われ、こういった機関的な認知をマイノリティーの人たちに与えようということになりました。そして、もちろん機関的な認識をすることによって、アイデンティティーの多元性をしっかり認識をすることになりました。

さて、いろいろな社会の違った分子をどのように認識するのか、すなわち移民労働者と社会との間にあります。この基礎となるのは平和的な共存であります。しかし、やはり機関、制度の役割、このような多元性を形づくるものの役割というのがあるわけです。こういった機関的な認知でありますけれども、それはこのような人々を国家の中で彼らを代表する機関と同一にする、同定化するということでもあります。何がこの社会で正當的に認められるかということを見て、そして公平な市民権を与えるということです。

結論ですけれども、アイデンティティーの政策について、原則と現実に基づいています。そして、対話と行動に基づいています。実際問題として、すべての政府がさまざまな歴史的妥協を重ねてきたことでもわかります。そして、この協議であります。新しい共存の規範、これは幾つかの価値を再定義する、あるいはほかのものを評価することによっていわゆる単一的な国民国家を実質的な近代社会の多元性と結びつけるということでもあります。そして、歴史的な連続性を持たせ、また文化的な特性を持たせるとことが目的であります。そして、このような形で移民と社会との間に新しいものを確立するというのが目標となるでしょう。ありがとうございました。

【アンドリュー・ホルバート】 続いて、鄭大均先生です。東京都立大学の教授でいらっしゃいます。お願いいたします。

【鄭大均】

在日コリアンのアイデンティティと帰属の問題についてお話ししたいと思います。ここでいう在日コリアンとは、法的には「特別永住者」と呼ばれる人々でのことで、その第1世代は、戦前に日本国民として「内地」にやってきた人々で、今日その大部分は2世や3世、4世といった日本生まれの世代です。オールド・タイマーの在日といってもよい。「特別永住者」には韓国・朝鮮籍の者だけではなく、台湾人も含まれますが、韓国・朝鮮籍の者は2002年末現在、約48万5000人です。

若干注意を要するのは、在日コリアンというと、長い間、60万とか65万といわれていましたし、現在でも外国人登録者の数は、韓国籍と朝鮮籍を合わせると、そのくらいになるのですが、この数は留学生とかニューカマーの登録者を含めた数だということです。かつて在日韓国・朝鮮人といえば、それは今でいう「特別永住者」を指していた。そしてそれが在日外国人の大部分を構成していた時代があった。たとえば北朝鮮への集団帰国がはじまった一九五九年、韓国・朝鮮籍の登録者数は約六二万人で、外国人全体の中で占める比率は九〇%を越えていた。二十五年後の八四年でも八二%ほどで、当時の韓国・朝鮮籍の登録者数は六十八万人ほどです。在日外国人問題といえば、それは在日コリアンにまつわる問題を意味していた時代があったわけで、そういう時代には在日は自分のことを語れば、在日外国人が語れるという状況があったわけです。

しかし、先ほど駒井先生のお話にもあったように、在日外国人の数は、不法滞在も含めて200万人くらい。今日お話しする在日コリアンというのは大体その4分の1。ですから今日は、特権的な立場というよりは、在日外国人の中ではむしろマイナーな立場からお話しをしたいと思います。在日コリアンについてまず特徴的と思われるのは次の2点です。

(1) 在日コリアンは韓国籍や朝鮮籍を有するが、本国への帰属意識が稀薄である。

(2) 在日コリアンは韓国籍や朝鮮籍を有する外国人であるが、外国人意識が稀薄である。

私はこの状況を、在日コリアンの identity と belonging (帰属) の間にはずれがあると表現しています。belonging とはここでは国籍というグループ・メンバーシップのことを考えればよい。対して Identity とは、より主観的な帰属意識の意味です。いいかえると、在日コリアンは、本国との関係においても、日本との関係においても、不透明な存在になっている。自分を説明しにくい存在になっている。在日コリアンの一世代は典型的には1930年代の始め頃に日本にやってきているから、その在日歴はもう70年以上。80年代以後、公務就労や参政権を除くと、社会権(社会保障、教育権、就労の内外人平等など)における日本国民との間の区別もなくなっている。そういうことを考えると、このオールド・タイマーのコリアンに見られる(1)と(2)の状況はご理解頂けると思います。

いいかえると、在日コリアンは、韓国・朝鮮籍を持っていても、ソウルや平壤を意識して暮らしているのではなく、東京を意識しながら暮らしている。日本語の言語空間の中で生きているわけです。(1)で指摘したように、韓国・朝鮮籍を持ちながらも、本国に対する帰属意識は希薄なわけです。対して、ニューカマーのコリアンの場合は、日本にいながらも韓国を意識しながら生きている者が多い。オールド・タイマーがもっぱら日本語の言語空間の中で生きているとすると、ニューカマーは、

韓国語と日本語という二つの言語空間の中で生きている人々であるということもできます。

さて、在日コリアンはこのように本国に対する帰属意識や共属感情に欠けている。結婚する者の90%以上が日本人を相手にする。90年代後半以後になると、日本国籍を取得する者の数も年間1万人ぐらいになる。しかしそれでも、ソウルや平壤とのbelongingを維持する者が多いのはなぜなのか。という問題を考えながら在日コリアンのアイデンティティの状況についてもう少し検討してみたいと思うのですが、ここで重要と思われるのは3点です。

第一に、在日コリアンは非常に政治化した集団である。在日についてはしばしば本国の対立・抗争に巻き込まれている犠牲者であるといういい方があるわけですが、私の印象ではむしろ、在日自身が戦後の比較的早い時期から、自発的に平壤政権やソウル政権のエージェントとしての役割を担い、自分を「在外公民」や「在外国民」と規定している。つまり、日本国籍取得には反対であるということです。

ご存知だと思いますが、本国の人間は、在日コリアンに対して、身内意識を抱いているわけではない。という意味では、在日は、北であれ南であれ、本国が期待した以上に、そのお先棒を担ぐというか、エージェントとしての役割を担っているわけです。

この問題を考えるときには、北系の朝鮮総連と南系の民団という組織について言及しておかなければなりません。在日コリアン一世の多くは、地理的にいえば、朝鮮半島南部、つまり今日の韓国を出身地にする人々です。しかし戦後から六〇年代まで在日組織として優勢だったのは北朝鮮系の組織で、40年代から50年代半ばにかけては「朝連」(在日本朝鮮人連盟、四五 - 四九年)や「民戦」(在日本朝鮮統一民主戦線、四九 - 五五年)という組織があった。「民戦」の時代には日本共産党と一緒に日本での革命運動の前衛だった時期もある。「民戦」解散の翌日、日本の内政不干渉や北朝鮮支持を掲げて結成されたのが今日でもある朝鮮総連ですが、この組織が50年代末から始めたのが、あの北朝鮮への帰国運動ですね。これも今では金日成の指示によるものであることが判明しているが、朝鮮総連は組織をあげてこの運動に取り組んだ。在日が北朝鮮に帰って祖国の建設に参加することには歴史的な必然性があるんだというように、総連の存在理由を否定するようなこともいった。

この朝鮮総連の存在は大きいですね。北にとって朝鮮総連という組織はその対南(韓国)政策の前線基地という性格を持つもので、日本の左派勢力や自治体やメディアに対して多くの工作活動が行われた。日本人拉致の問題にもこうした北朝鮮のエージェントとしての役割があったわけです。まあこれに比べると、民団の本国に対する態度には半身のところがあるといえるが、それでも朝鮮総連と民団は南北間の代理戦争を日本の地で情熱的に行ってきた。一方は「在外公民」、他方は「在外国民

民」というが、いずれも日本国籍取得に反対するなかなか愛国的な集団なわけです。

第二に、在日コリアンの ethnic identity が、今や本国の national identity を共有するものでないのははっきりしているわけですが、在日コリアンのオピニオン・メーカーたちが唱える ethnic identity とは、今日においても日本に対する対抗主義的な性格を強く持つものであり、日本国籍取得には反対しているということです。「対抗主義」(竹田青嗣)といっても、かつてのそれが帝国主義や侵略主義といった国家間の支配・被支配関係に関心を寄せるものであったとしたら、80年代以後のそれは、マジョリティ・マイノリティ関係に関心を寄せるもので、新しい対抗主義は反差別的(日本社会での市民的な差別、排除)なものにその根拠を移しているわけです。80年代というのは在日の青年世代が二世から三世に移行しはじめた時期であるとともに、外部から多元主義や多文化主義といった主にはアメリカからの影響を受けた時期であり、同時に東西冷戦体制の終焉以後に強まった国家間の支配・被支配関係に関心を寄せる理念により影響を受けた時期でもあるわけです。今日、在日論のなかで前衛的な印象を与えるのは、カルチュラル・スタディーズとかポストコロニアル・スタディーズといった方法論ですが、ここにはちょうどその両者が融合した形があるといつてよいと思います。

第三に、この80年代という時期は、日韓が加害・被害者の役割分担を明瞭にした時期であるとともに、在日コリアンが「加害者国家日本」の「生き証人」として位置づけられるようになった時期であり、「生き証人」には、日本人になるよりはコリアンとして生き続けることが期待されている。この80年代は、日本の左翼が人権主義者や共生論者として生まれ変わった時期であり、この人権主義者や共生論者こそが「加害者国家日本」という集団アイデンティティの醸成に貢献した人々であります。在日コリアンはこうして見ると、いつになくコリアンであることをやめることが期待されていながら、いつになくコリアンであり続けることが期待されている、そういう込み入った状況にあるのだと思います。

少子化や高齢化が進行する日本は今や外国からの人材や労働力を積極的に受容しているいい時期に来ているという意見があります。しかし、その前に解決すべきは在日コリアンの国籍問題であり、彼らには帰化手続きという審査を通してではなく、選択権として日本国籍が付与されてしかるべきであるというのが『在日韓国人の終焉』(文春新書、2001年)で記したことです。在日コリアンのような集団が日本社会に十分に統合されることなく外国人集団として存続してきたということは、意図せざる結果であるとしても、この社会の多民族化を阻止した側面もあると思われます。一方で、在日コリアンに国籍選択権が与えられ、コリア系日本人が大量に誕生するということがあれば、それは日本社会の多文化化のよい契機になるとも思われます。

【アンドリュー・ホルバート】 次に弁護士の丹羽雅雄先生お願いいたします。

【丹羽雅雄】 丹羽でございます。今、在日コリアン、旧植民地出身者とその子孫の人権課題を含む問題提起がありました。私がこの20年間に係わった在日コリアンに関係する裁判を考えてみますと、まず、外国人登録法上の指紋押捺を拒否した、これは刑事裁判になるわけですけれども、これを担当しました。この事件は昭和天皇の死去によって恩赦による免訴という形になりました。2つ目は、ペ・コニルという民族名を名乗ってマンションに入居しようとしたのですが、入居を拒否された裁判です。事件は1989年でしたが、結果的には4年半かかりまして23万円の損害賠償が認められました。次に、10年かかりましたが、在日韓国人の旧帝国海軍の軍属の裁判を担いました。日本人ですと、第3款症とって、右前ひじ切断をしますと年間300万円の障害年金がもらえるわけです。しかし、在日韓国人は帝国海軍軍属として戦場に行きましたけれども、一銭の補償もない、これは法律がそうになっています。結果的には弔慰金法という法律ができて、当事者であれば400万円1回支給するというものです。ただし、私の依頼者は亡くなりましたから受けておりません。それから、次に裁判をやったのが在日地方参政権訴訟、これも10年間やりました。最高裁で立法裁量とって、国会で法律をつくれれば地方自治体の選挙権、あるいはまた被選挙権を含む法律をつくれれば認めていいよという許容説が判決されました。しかし、現在、まだ立法化されておりません。それから、在日の高齢者無年金問題で裁判を実は明日提訴しなくてははいけないんです。1986年当時、60歳以上の在日コリアン高齢者は老齢福祉年金、これは無拠出ですが、年金給付がありません。1982年当時、20歳を越えた在日の障害者、この方も無年金であります。それから、この間、朝鮮学校を含むアジア系学校に何ゆえに学校単位で国立大学の受験資格を認めないのかという運動を中心にやってきました。

このように、在日コリアンなど旧植民地出身者とその子孫に関する数々の課題が私にとっては残っております。特に旧日本軍軍属であった鄭商根さんが死んだとき、彼は私に「私の戦争は終わっていない」という突きつけを行い、これが私の首の中にとげとしていまだ厳然として残っているというのが私の気持ちであります。今日はそれは置きまして、特に外国人労働者受け入れ問題に関連して多民族・多文化共生社会をつくり得るのか、こういうテーマでございますので、私のレジュメに沿って、時間の関係で非常に要約になりますけれども、1990年前後から現在まで2つの論争について述べます。第1次論争、これは1990年前後であります。当時のバブル経済、すなわち急速な円高による人手不足を補うために、いわゆる単純労働者の受け入れの是非で、認めるか、認めないか、開国か、鎖国か、こういう議論がありました。主としては日本経済の重層的な下請構造の中でとりわけ下層下請の労働現場、ここが人手不足である。現在これも全くないわけではなくて、現に多くの外国労働者はそういうところで働いていただいておりますけれども、そこに積極的に受け入れるべきじゃないかという議論であります。結果的にその政策はど

うなったか。そういう雇用需要等は置いて、政策的には入管法の改定、これは1989年制定、90年施行であります。そして、1992年の第1次出入国管理基本計画によって、高度な技術・技能・知識を有する外国人労働者は積極的に円滑に受け入れるが、好ましくない外国人は排除するとして、当面いわゆる単純労働者、これは未熟練労働者といってもいいのかもしれませんが、いわゆる単純労働者は国民感情などを十分に議論した上で、引き続き慎重に検討するとして受け入れない、こういう形をとりました。

主な理由は、長期定着化・定住化を防止すること、それから、国民生活一般に非常に影響が過大になる、特に多民族共生ができるかというあつれき、それから公的なコストの拡大などであります。結果的にそういう雇用実態と政策との乖離の中で、私の評価からしますと、いわゆる2つの代替政策をとりました。1つは日系人労働者の受け入れであります。要するに我が国社会との血のつながりという血の論理によって、建前は親族訪問、実態は就労制限のない労働力の導入でありました。身分または地位に基づく在留資格、別表2ということで、就労制限のない在留資格に特別枠で導入します。第2番目は研修生であります。建前は海外技術移転、人材育成といえますけれども、その実態は先ほどから議論がありましたようにその後1993年の技能実習制度の導入と一体となって、全体で3年間のローテーション方式の労働力の導入であります。ところが、研修生は、ブロック積み、穴掘り、くい打ち込み、石の研磨、農作業、縫製、梱包などのいわゆる未熟練、中小零細企業に多く民間では受け入れております。このような日系人の受け入れ、研修生の受け入れというのは、建前とその雇用の受け入れという実態が著しく乖離した政策でありました。

2002年度において、外国人登録上から見ますけれども、実際に専門的技術・技能・知識を有する外国人労働者と称する人たちがどれぐらいいるのか。先ほどの紹介もありましたが、17万9,000人、約18万人であります。実はその第1はエンターテナー、興行であります。興行で働く女性たちも、その中には性産業の中でいろいろな搾取を受けている女性たちも多いわけでありまして。フロントドア（正面玄関）すなわち正規で受け入れた高度な技術・技能・知識を持つといわれる労働者の中にも実態と乖離した人々が多くいます。サイドドア（勝手口）、正規と実態の乖離、これは先ほど申し上げた日系人労働者、日本社会との血のつながりの受け入れであります。それから研修生・技能実習生です。次、バックドア（裏口）であります。これはいわゆる非正規滞在の外国人労働者で、約22万人います。この人たちが今、大きく不法就労取り締まり集中摘発の対象になっております。

では、第2次受け入れ論争は何か。これは21世紀に入って始まりました。これは少子・高齢化に伴う人口減少・労働力不足を補うため、これがポイントであります。そして、これに伴って政策はどうか。2000年3月の第2次出入国管理基本

計画並びに2002年7月厚生労働省の諮問機関である外国人雇用問題研究会の報告が非常に重要であります。特にこの研究会の報告は4つの意見を提起しております。1つは、要するに日本経済の活力、日本国民の生活水準の維持のために移民を受け入れる必要がある。日本人がつきたがらない分野で受け入れる必要がある。年金などの社会保障制度の財源確保、社会保障の担い手として受け入れる必要がある。高齢化のために医療・社会福祉分野で労働力不足を補充するために受け入れる必要がある、などです。この意見の中に果たして外国人労働者は生活者であり人権共有主体であり、同じ地域を構成する市民である、住民であるという発想があったんでしょうか。

次に、第2次基本計画の内容であります。これは特に技能実習制度をさらに拡大しよう、特に独立した在留資格をつくり出そう、こうなっております。農業、水産加工、ホテル業が例に挙がっております。さらには労働力不足職種については、これは介護労働も必要であるという意見を提示しながら、その基調を提起しております。

次に、第2次基本計画の特色は、我が国社会とのつながり、これは血のつながりを優位としたつながりではありますが、これを基本にした定着の円滑化、先ほど第1次基本計画では定着化の防止でありましたが、日本人としての血というものを基本にした定着化の促進であります。そういう中で最も具体的かつ突出した政策は、実は不法滞在者への取り締まりであります。97年の集団密航を助ける人を処罰する、99年の不法在留罪、要するに在留資格のない人はいつでも起訴することができる、処罰することができる。それから、上陸拒否期間を1年から5年とするという法律です。それから、2001年、フーリガンあるいは国際会議で犯罪を予測する人を入れない上陸拒否、2003年、これは実際は今回の衆議院解散で廃案になりましたが、在留資格をいつでも取り消せるという制度であります。私が最近、問題にしていますのは、坂中さんが隣におられますが、法務省入管局、東京入管局、東京都、警視庁、4団体のもとで「首都東京における不法滞在外国人対策の強化に関する共同宣言」を公表されました。第1は、不法滞在者の摘発強化と効率的な退去強制、第2、入国在留資格審査の厳格化、不法滞在を助長する環境の改善と悪質事案の徹底した取り締まりということでありまして、不法滞在取り締まり対策は具体的であり、かつ突出しております。

次に、外国人受け入れに関する基本的な視点というものを私なりに考えております。まず第1、単一民族社会観がありますが、私は、日本社会は決して単一民族社会ではない、実態としては単一民族社会ではないと考えています。日本社会には、日本国籍アイヌ、先ほどの日本国籍を取られたコリアン、今、27万人、28万人おられます。それから、いわゆる多文化という意味で言えば、沖縄のコミュニティーも異なった文化を持っておられる方たちであります。という意味では、単一民族、

いわゆる幻想社会観を基礎にした入管法、外登法、これは管理法でありますから外国人を管理するという法律でありますから、そういう外国人の管理法体系から違いを認め合う、すなわち多文化・多民族で共に生きる、そういう人権基本法、人権法体系というものに転換をする必要があると考えております。

単一民族社会と多文化共生社会、これは対概念でありますから、多民族共生社会を私は創造する人間であります、そのアンチ概念というのは単一民族・単一文化、共生に対しては同化排除社会であります。戦前は天皇制を中心にした帝国多民族社会でありました。この歴史的総括もしなければなりません。そのポイントは何か。私は人権活動をしておりますので人権を基本に申し上げますが、国際人権条約、今、23のうち10の国連関連人権条約を日本は加入または批准しております。その具体的な実施であります。しかし、日本は批准・加入しても何ら予算をとっておりません。具体的な国内立法化すらしておりません。特に重要なのは、2003年7月1日に20カ国で批准しました移住労働者条約、これも多くのヨーロッパ諸国は非常に消極的であります。この条約は、在留資格があるなしにかかわらず、人としての最低限の政治的・社会的アイデンティティーが保障される権利が認められております。次に、少子・高齢化で想定する労働力というのは、多くは女性労働者であります。特にアジア地域から日本に来られるであろう女性労働者を念頭に置いております。であるならば、ジェンダーの視点を踏まえた国内での外国人の人権基本法並びに人種差別禁止法というものを法制化する必要がぜひともあると思います。今、人身売買に関して詐欺とか欺罔とか、あるいはまた暴力などによって、アジア地域だけではなくて多くの第三世界から女性たちが売られてきています。それに対する法的規制ができない状態であります。よってそのような実定法とともに、そういう被害者を具体的に救済するシステムである政府から独立した国内の人権機関を中央並びに地方においても、地方自治体においてもきちっと作り出す必要があると思います。そして、労働である限りは、その労働に対して労働基本権が平等に保障されるというのが当然の論理であります。よって、それは在留資格があろうが、なかろうが、労働している限りにおいては労働基本権の完全な保障、均等待遇というものを認められなければなりません。

共生社会のもう一つの法政策のポイントは、日本の血統主義的な国籍法というものを生地主義的な国籍法に変えていくことが必要だと思えます。特にこのシステムを遂行するためには国の施策だけではなくて、とりわけ地方自治体における施策が重要であります。多文化・多民族共生社会の推進に向けた基本計画が要ります。阪神・淡路大震災のときに震災情報が震災弱者であるいわゆるニューカマー、外国語を母語とする人々には行き渡りませんでした。なぜならば、日本の普通の生活時においては多文化的なシステムを持っていないからであります。何をやったか。NGOが10言語に全部日本語の震災情報を訳して、それを現場に持っていったんです。

こういう行政施策は全くない。これは日常的にないからであります。単一民族社会だと思い込んでいるからです。

それからもう一つは、民族的マイノリティーである母語教育を含む民族的アイデンティティーの教育というのが必要であります。多くの外国人労働者は出身地、それから労働の移住先との2つの空間を持って働いておられます。子どもたちの母語を含むアイデンティティー教育というのは非常に重要な柱でありますし、民族的な少数者の人権の基本は実はアイデンティティーを維持・発展させることです。

第2のポイントは、地方自治体で参政権すらない状況の中で、公的社会への積極的参画、地域社会の決定過程への参画、これがマイノリティーの権利のやはりもう一つの柱であります。マイノリティー当事者の参画なくして異文化の尊重、保障というのはあり得ないと私は思っています。入管法の改定問題は細かく申し上げます。私は非常に細分化された現在の27ありますけれども、そういう細分化管理システムということから一步前に出て、労働という在留資格に統合する必要があるんじゃないか。同時に労働政策は、入管法、管理法から見るのではなくて労働政策として労働許可制度、あるいはまた雇用許可制度などをつくり出していく、そういう管理法とは相対的に独立した施策がぜひとも必要であると思えます。

それから、労働という在留資格に統合する限りは技能実習制度などのような一種のつぎ木的なまやかしの制度は廃止すべきである。研修については海外技術移転というなら、それに純化して、労働力導入に利用するようなシステムにするべきではない。日本人の血のつながりとか日本社会への同化度というもので、政府の判断基準において法的地位をランクづけするようなこういうシステムをつくるべきではない。受け入れる限りは平等の機会を与えよということであります。

最後になりますが、外国人労働者受け入れ政策は、今申し上げたように国境を越えた生活空間、もちろん定着化をする方もおられますでしょうし、また、自国に戻られる方がおられる場合もあります。そういう2つの空間を持った生活者として、異文化と人権を持った生活者として来られます。その方たちの権利が、日本には管理法しかありませんので、何も明文化されて保障されていません。民族的少数者である外国人の権利を非差別・平等に、ある面では国境を越えていかに保障していくのかというのが非常に重要であります。であるならば、送り出し国との十分な人権を基軸にした協議機関が必要であります。特に重要な多文化共生をつくり出すポイントは、日本の単一民族国家意識、自国民中心的な社会意識をどのように変えていくのか。社会意識、価値観を変える、すなわち違いがあるから価値がある、異なることは社会を活成化し豊かなものにするんだという意識です。違いがあるからこそ尊重されなければならないという意識の変革、価値の転換、これこそが実は今、問われていると私は思います。

【アンドリュース・ホルバート】 どうもありがとうございます。最後に法務省東

京入国管理局長である坂中英徳さん、お願いいたします。

【坂中英徳】

日本の歴史を振り返ると、明治からこれまでの135年間ほど、人口はほぼ一貫して増加してきました。しかし、まもなく日本は人口減少期に入る。2006年の1億2,800万人をピークに急激に減ってゆく。50年後には1億人を切り、2100年には6,400万人へと半減すると推計されている。これは今の低い出生率のまま推移すればという前提での人口予測ですが、かなり高い確率で人口が大幅に減ってゆく社会の方向へ向かうものと予想されます。人口の激減が、国のあり方と社会全般に大きな影響を与えることは明らかです。人口減少時代の到来により、日本人の生き方、日本国の民族的構成、経済社会制度等の根本的な見直しを迫られることとなります。

一国の人口の大きさは、人の「出生」と「死亡」と「国際移動」の三つの要因で決まりますが、21世紀の日本は、出生者の数が死亡者の数を下回る「人口の自然減」の時代が続く。しかも加速度的に人口の自然減は拡大してゆく。そのような人口減少社会においては、国際間の人口移動を管理する出入国管理の果たす役割がひととき重要になります。国際人口移動の管理すなわち外国人受け入れ政策のあり方いかんによって、日本の人口規模と社会の形態が左右されることとなります。そして、人口減少社会への有力な対策として、外国人受け入れ政策が国家的レベルで検討されることになるのは必至です。

そこで、人口減少社会を日本人はどう生きてゆくべきか。それと密接に関係する外国人受け入れ政策はいかにあるべきか。この、まさに日本国の最重要課題について、国民的な議論の高まりを期待して問題提起を試みたいと思います。

人口減少社会への日本国の対応のあり方について、両極論のモデルで説明すると、「小さな日本」への道と「大きな日本」の道という二つのシナリオが考えられます。「小さな日本」は、人口の自然減をそのままの形で受け入れ、少なくなった人口に合った「ゆとりある日本」をめざすものです。一方、「大きな日本」は、人口の自然減を外国人の人口で補い、経済成長の続く「活力ある日本」をめざすものです。

「小さな日本」は、人口の自然減の成り行きに任せて、1億人の人口になればそれに適合する社会を作り、7,000万人の人口になればそれに適合する社会を作るといったものです。このシナリオと不可分の関係にある入国管理政策は、人口の国際移動が日本の総人口に影響を与えないようにするもの、すなわち日本への人口移入を厳しく制限するものとなります。その場合の経済と社会は、外国人の手を借りることなく、日本人が中心となって運営されます。外国人に対する入国規制が強化され、外国人労働者や移民の入国を原則として認めない入国管理政策がとられます。

「小さな日本」へ移行できるか否かは、就労目的の外国人の入国を的確に管理できるかどうかにかかっています。日本人の人口が減っても、それを補う形で外国人の

人口が増えれば、「小さな日本」は実現しないからです。開発途上国では人口増が続きますが、そういう中でひとり日本が人口減に対応して小さくなってゆく「縮小社会」をめざすためには、海外からの人口流入を阻止する強力な入国管理体制を構築する必要があります。

外国からの人口移動を許さない入国管理政策を一貫して取り続ければどういう社会が形成されるのかということですが、もちろん確たることは言えませんけれども、50年ないし100年後の日本は、おそらく、今よりももっとゆとりのある社会、自然環境に恵まれた社会、安寧秩序が保たれた社会になっているであろうと想像できるのではないのでしょうか。

もうひとつの「大きな日本」は、外国人の大量導入で人口の自然減に対処してゆくものです。日本人人口の減少分に見合う人口を外国人人口で補充し、世界第2位の経済大国の地位と今の生活水準を維持しようというものであります。このシナリオが成功するかどうかは、日本社会の外国人を受け入れる能力にかかっており、それをどれだけ高められるかによって決まります。日本人がこれ以上の外国人は嫌だ、もう外国人はお断りだということになれば、その時点でこのシナリオは崩壊することになります。

「大きな日本」を選択する場合には、50年間で3,000万人に近い数の外国人を移民として受け入れる必要があります。これは、日本がこれまで経験したことのない規模の他民族の受け入れです。日本国は、日本列島に古くから住んでいる日本民族と、世界各地から新たにやってきた民族で構成される完全な「多民族国家」となります。

未曾有の数の外国人を受け入れるためには、まず外国人を友人として、日本社会の一員として、あるいは社会と経済を支える助っ人として歓迎する国民世論が形成されていることが前提条件であります。その上で、世界各国から外国人が移住したいと希望する「外国人に夢を与える日本」に変わらなければなりません。すなわち、日本人も外国人もない自由競争社会を作る必要があります。それとともに、多様な価値観と文化を尊重する「多文化共生社会」を築かなければなりません。日本が外国人にとって魅力ある国に変身しなければ、世界規模で展開される人材獲得競争で日本は置いてきぼりにされます。日本は世界の人材から見向きもされないだけでなく、必要な人数を確保することすらできません。

もちろん、国の外国人に対する見方と処遇のあり方が根本から問われることになります。外国人を主として管理・規制の対象としてとらえる今のような姿勢のままでは、「多民族が共生する日本」へ飛躍・発展できないことは明らかです。原則として外国人の権利を日本人と同等に保障するという基本的立場に立って、日本人と外国人の融和を深めることに主眼を置き、社会の少数者である外国人の立場に配慮する行政への転換を図る必要があります。

日本列島に日本民族のほかに多様な民族集団が居住する多民族国家になった場合には、民族、文化、宗教等の違いに起因して民族問題が発生することは避けられません。多くの民族集団を日本国というひとつの国民国家秩序の下にいかにしてまとめてゆくのか。これは大変な問題であり、国が取り組まなければならない最大の課題となります。日本国と日本人は、多くの民族を日本国民に束ねるための統合原理を打ち立て、多民族の国民統合を維持してゆかなければなりません。

以上、人口減少社会における日本の生きる道を二つの理念型で示しました。しかし、そのどちらがいいと考えているのかと問われるかもしれません。私は、「大きな日本」のシナリオについては、現実問題としてその実現は難しいと見ています。日本の歴史と現実を踏まえ人口減少社会の将来を展望すると、年間60万人もの外国人を移民として受け入れる能力は日本社会にないし、それだけの外国人を許容する度量は日本人に期待できないと推測されますから、人口の大幅減が続く日本は、基本的な方向としては、構成員が減ってゆく「縮小社会」へと向かわざるを得ないと考えています。

もっとも、「小さな社会」とは言いましても、たとえ日本人口がこれから50年間で3,000万人ほど減って1億人ぐらいになっても、今のフランス(6,000万人)やドイツ(8,300万人)の人口よりも相当に多い「人口大国」に変わりありません。実は、現在の日本は人口密度の高さが世界でも有数の超過密社会なのです。われわれ日本人は、戦前から戦後しばらくは人口過剰問題を盛んに議論したものです。ところが最近、高度経済成長によって1億を超える民が何とか暮らせるようになったこともあって、人口問題をあまり議論しなくなりました。しかし、われわれは異常な人口過密社会において生活している現実を直視しなければなりません。過剰人口が自然環境の破壊、生活環境の悪化、過当競争による人心の荒廃などさまざまな弊害を生む要因となっていることを認める必要があります。

50年ないし100年後の日本国民に美しい自然環境と安定した社会を遺すことを重視する立場からすると、少なくとも2000年代の前半期は、人口が相当な勢いで減ってゆく社会こそ望ましいのであって、「小さいながらも美しい日本」を目標とする国民的合意を期待するものであります。

ところで、「縮小社会」を国の基本方針とする場合の日本は、人口動態の急激な変化に対応できない国の基幹部門や国民生活を支える中枢分野の人材不足にどう対処するかという重大問題に直面します。この問題については、人口減少社会に対応するため産業構造を根本から見直し、人口をどの産業分野に重点的に配置するのが適当かなどについて徹底した検討を行うべきであります。また、女性と高齢者の活用も真剣に考える必要があります。あらゆる努力を尽くした上でなお人が足りないと認められるときに、国民の生活基盤を維持するため必要な最小限の外国人を入れるという選択肢はあり得るのではないのでしょうか。

例えば、これは間違いなく到来することで、高齢層が増えて若年層が減ってゆき、高齢者の面倒を見る人が足りなくなります。本来、介護の仕事は日本の風俗習慣をよく知っている日本人が自ら行うべきですが、そうも言ってはおれない状況になって、外国人に介護の仕事をお願いしようという国民世論が高まるかもしれません。

それと、人口の急激な減少によって一番打撃を受けるのは農山村社会ではないでしょうか。日本の歴史遺産とも言うべき水田や森林が深刻な後継者難で荒廃する事態を放置できません。人口が激減して農山村社会が存亡の危機にあるのを見捨てることもできません。もちろん、農山村社会の生き残りをかけて、農林業の抜本的な改革を断行する必要があります。その上で、地域社会の存続を図り、先祖代々守ってきた水田・森林を維持するために必要な外国人を入れることについては、国民の理解が得られるかもしれません。

私はあえて外国人の受け入れが難しいと考えられている2つの分野をあげたわけですが、そのほかにも人口急減への対応として、外国人の受け入れを検討すべき分野はあるのではないかと思います。

ところで、最近、来るべき人口減少時代においては労働力不足への対応、国民年金制度等の担い手の確保などの理由から、多数の外国人を受け入れる必要があるという意見が産業界の一部から出ています。しかし、大規模な他民族の到来に遭遇し、異なる民族と渡り合い、切磋琢磨したという経験の少ない日本人と日本国が、十分な心構えも備えもなしに大量の外国人を入れるのは大変危険です。外国人受け入れ態勢が現状のままで、桁違いに多い数の外国人が入ってくると、国民が急増する他民族の存在に耐えられなくなって、外国人嫌いに傾く心配があります。労働市場における競合、文化摩擦等を原因として国民と外国人の間で暴力沙汰が起きたり、外国人排斥の動きが国民の間から出てくるおそれもあります。

仮に、外国人の大きな力を借りて人口減少社会を乗り切るという方針をとる場合には、長期的な視点から外国人受け入れ計画を立て、社会の多数者である日本人と少数者である外国人の融和の度合、多民族の国民統合の進み具合などを勘案しながら漸進的に外国人を入れてゆくべきだと思います。

さらに加えて、日本民族と他の民族がお互いの立場を尊重し合って生きる社会、すなわち「多民族共生社会」を作るという日本人の覚悟が必要です。その時、日本人に求められるのは、自らの民族的アイデンティティを確認するとともに、アジアの諸民族その他すべての民族を対等の存在と認めて共に生きてゆくという姿勢を確立することにあります。

民族や文化の異なる人たちと共に生きるという姿勢と、外国人に対する偏見と差別のない社会を作ろうという気概が日本人に見られないのであれば、外国人の全面的な協力を得て、経済大国の地位と高福祉社会を維持してゆくという生き方はあきらめなければなりません。その場合には、人口減少の流れに従い、小さな日本への道

をまっすぐ歩むしかありません。

【アンドリュー・ホルバート】 坂中さん、どうもありがとうございました。カストリヤノ先生のほうからこれに意見ございませんか。

【リバ・カストリヤノ】 私が考えていたのは、移民を人口動態的な意味で見た場合に、大きな日本、小さな日本ということではないのですが、しかし、人口的な意味で移民があるということ、すなわち新しい日本人を受け入れるということになると思うのです。すなわち移民を人口的な意味でコントロールして、彼らをそのまま外国人にしておくということではできないと思います。ですから、いろいろな歴史的な研究においても言えることですが、フランスの移民というのは必ず人口的な意味だったのです。第1次世界大戦後、移民政策がありまして、ヨーロッパの他の人たちをフランスに受け入れました。そして、人口的に失われた部分を埋めたわけです。そして、この意見ですけれども、人口的な意味合いですので結果はやはり同化だったわけです。すなわち国籍とは関係なく同化をするということだったわけです。新しいフランス人をそこでつくったわけです。先生のお話の中で、一緒に住んでいく、そして単一性をつくる、そして仲よくしなきゃならないとおっしゃったわけですけれども、外国人で人口的なギャップを埋めるということになれば、新しい日本、そして彼らを日本人化するということになると思うのです。そうしますと鄭先生がおっしゃったことと随分矛盾すると思います。国籍というのが要件であるという話があるからです。ですから、人口的な観点から移民を受け入れるということであれば、自動的に国籍法との絡みが出てくると思うのです。そうふうに思われませんか。

【アンドリュー・ホルバート】 坂中さん、いかがですか。

【坂中英徳】 人口減少社会への対応として外国人を受け入れる場合には、しょっぱなから移民として受け入れるのが望ましい。移民として受け入れたほうが、外国人も日本に骨を埋める気持ちで来られるわけですし、われわれのほうも日本社会の一員として迎えるにふさわしい人物を慎重に選ぶことになります。その後、数年して問題のない人には日本国籍を簡易に付与する。すなわち、できるだけ早く日本国民になっていただく。その間、日本語も日本文化もしっかり身に付けてもらう。こういう政策をとらなければ国民国家として成り立たないわけですし、何も多民族国家になったからといって国が分裂状態になっていいというわけではありませんから、それはおっしゃるとおりであります。人口減少社会における外国人受け入れ政策は、入国管理政策と国籍政策が一体となって実行されるべきだと考えています。

【アンドリュー・ホルバート】 鄭先生のほうから何か意見があれば、お願いします。

【鄭大均】 日本の場合は多文化主義者と自称する人でも、日本国民という枠組を広げる努力をしない。それが一番この国の多文化化の確かな根拠になると思うのですが、そういう努力をあんまりしない、そういう印象を常日頃持っています。逆に多文化主義者に言わせれば、日本の多文化化、多民族化の支障になるのは単一民族国家観であるということになる。しかし、私の見るところでは、私はわりあい最近、左よりは右の人とつき合う機会が多くなって、そういう観察の機会があるんですけども、日本の場合は、今はナショナリストと言われるような人でもそんなに自信満々に単一民族国家観を言う人は少ない。そういう意味では、多民族化の準備性みたいなものはあるというか、さらにもっと、いろいろな人間と一緒に住み、やりとりをすることの肯定性を語る議論が増えていけばいいんだと思います。

私は日本人の在日コリアンに対する眺めと自集団に対する眺めとの関係に関心を持ってきたのですが、この眺めというのも50年前のそれと今日のそれではずいぶん違う。今ではコリアンに対しては被害者であるというイメージがかなり広く共有されていると思うのですが、50年前にはむしろ日本自身が被害者で、在日コリアンに対しては悪者とか無法者というイメージが非常に圧倒的だった時代がある。この50年後の変化はなかなか印象的である。そしてこの変化にはある種の所産といえるもの、つまり教育だとかメディアの努力による結果といえるものがあると考えています。日本の外のメディアは在日に対する日本の制度的な差別を云々する場合が多いのですが、私に言わせればそれはかなり歪曲されたものである。在日は本国との間にある形骸化した帰属関係をもう清算していい時期に来ている。日本国籍を取得して生きる方が自分自身を説明しやすい。そんな状況になっているのだと思います。

【アンドリュー・ホルバート】 丹羽先生、最後に、この法律が必要とかあの法律が必要であるとか、たくさんの注文を日本政府につけましたね。どのような優先順位であれば、日本は多民族社会になり得るでしょうか。

【丹羽雅雄】 坂中さんに頑張っていたいただければその契機はできるんじゃないかと私は非常に期待しております。私は弁護士ですから法的な側面というのは重要になりますけれども、外国人に関しては管理法しかないというのは異常な社会だと思います。これだけ200万人近く、日本国籍のコリアンも今、28万人おられるでしょう。アイヌの方がいますでしょう。アイヌは若干、文化には関連する法律ができましたけれども、それは同じ住民であり人権主体であるというせめて大綱的なものをきちっとつくる、そうすれば見方は変わります。要するに意識というのは制度によって規定されるところがありますから、これまた意識は制度を抑えるところがありますから、そういう相互作用をしなければいけません。最近、都知事とか神奈川県知事などは三国人だとか、震災が起きたら騒擾状態になるとか、就学生はみんなこそ泥とか、中国人と見たら110番なんて警察が防犯ビラを出したり、そうい

う差別を助長、煽動をしています。こういう状況が多いじゃないですか。何でそういうことをするのかということです。それは法的には人種差別撤廃条約で明確に禁止されなければいけないことです。そういう意識がほとんどないんです。だから、違いというのは決してマイナスじゃなくてむしろプラスなんです。社会を豊かにする、違いがあるからこそ人間的価値があるんだというのが民主主義の基本じゃないですか。人権の基本でしょう。そういう発想に転換していかないと、単一民族なんていう幻想的意識が潜在的にあるんです。例えば入居拒否でもそうです。そこを変えていく、顔が見られる関係をつくる、これが重要だと私は思います。だから、せめて法律は難しくても条例化ぐらいはぜひとも来年中にどこかの自治体でつくるように私なりに頑張ります。

【アンドリュー・ホルバート】 皆さんにこの4人の方々に対して何かご質問がありましたら、それぞれの方々にご答えていただくようにしたいと思います。

【会場から】 坂中さんへの質問です。日本の政府がヨーロッパないしはアメリカから学べるということはあるのでしょうか。大きな日本にしたいといった場合に学べる点はございますか。

【アンドリュー・ホルバート】 坂中さん、お答えいただけますか。

【坂中英徳】 人口減少時代に入ると、たとえ「小さな日本」への道を歩むとしても、日本に定住する外国人の増加が予想されますから、国民はいやおうなしに在日外国人と向き合わざるを得なくなります。先ほどガイスラー先生のお話も教訓になりますし、アメリカの実験、フランスのやられたことにも学ぶべき点が多くあると思っています。

【アンドリュー・ホルバート】 質問のまとめて受けますので、皆さん、ご質問がありましたらお願いします。

【会場から】 カストリヤノ先生にお聞きしたいのですが、この夏、私、モンペリエ大学に参りまして、そこでもってフランスの隔離ということに学びました。南においてはかなり外国人移民がフランスにいます。そして、フランスの人たちは彼らのことをあまり思いやりません。そして、外国人がいる大学からどんどん出ていってしまっているということで、彼らが完全に統合化せずに隔離されている状態であるということを知りました。それからまた、統計によるとフランスの人たちは49%のフランス人は人種差別主義者であるということを知ったんです。こういった事実と今おっしゃった内容とは合わないんですけれども、どうでしょうか。

【会場から】 坂中先生への質問ですけれども、規制、法規制でもって既にいる外国人に権利を与えるということ、これもまた統合化の計画の一部でしょうか。それからもう一つ、法務省において例えば日系4世の人たちを日本に受け入れるような計画はあるかどうか、お聞きしたいと思います。

【会場から】 私は質問ではございませんで、皆さんの意見に意見を申し上げた

いと思います。私の立場は非常に簡単明瞭なものであります。私はこの国に住むことにうんざりしております。といいますのは、日本人ばかりに囲まれているからなんです。もっともし私が例えば地域社会でもいろいろな人たちと意見交換ができる、違った言語的背景を持った価値観を持った人たちと交流できるほうがどんなに楽しいかと思います。私は典型的な日本人の態度は許せないと思うんです。そういった移民に対するそういった態度、あたかも彼らが私たちの労働力不足を補うような存在であるかのような、そういった態度を許せません。むしろ私としては移民をもっと受け入れたい、しかも友人として、隣人として、そして同僚としてもっと受け入れたいと思います。以上、私、ぜひこの場で強調したいと思います。

それから、もう一つ、私、学校教育、そして大学教育に携わってまいりましたので、そういった経験からこの国において学校教育、そして大学教育、これは科目が足りないと思います。つまり私たちが、少なくとも将来の世代がもっと異文化的な発想を持てるような、そういった考え方を育てる科目が足りないと思います。

あと一つだけ短いことですが、多くの人たちは、侵入者というか、ニューカマーの人たち、新しく来た人たちに日本語を強制するようなどころがあるんですけども、そういった強制は合わないと思います。多民族主義・多文化主義というのは、やはりそういった言語も異なっていていいのではないかと思います。

【会場から】 丹羽先生と坂中先生のお話を聞いて気がついたことを2つほど申し上げたいのですが、坂中先生が言われている大きなビジョンとしての大きな日本、小さな日本、このいずれの選択をするかということの背景で、この10年間の日本の不況ということをよく考えてみて、まず日本の経済それ自体が大企業と中小零細企業の二重構造であるということ、この議論があるということをもうちょっと掘り下げていただければありがたいということです。

それから、ついこの間、それに関する大企業と中小企業の二重構造ということに関しましてJITCO白書という白書が出まして、坂中先生なんかは関係されていると思うのですが、あの白書を見る限り、ここで丹羽先生が切り捨てておられる技能実習生制度と研修生制度というのは実はどうも統計的なことを見る限りは、日本の中小企業の労務政策、それから地場産業の労務に対するただ唯一の救済手段に今なっているような、私はきょうここに数字を持ってきていませんが、そんな気がしまして、現状、簡単に研修生制度の抜本的見直しとか技能実習生制度の見直しということはそれだけでいいかどうか、要するに中小企業政策という視点で今後日本の産業構造をどう考え、その中で外国の人たちをどう受け入れるのかと、そういうお考えをできればお聞かせいただきたい。

【アンドリュー・ホルバート】 これは後でレセプションがありますので、個別にお聞きになってください。

【アンドリュー・ホルバート】 それでは、皆さんにお答えをいただけますでし

ようか。

【リバ・カストリヤノ】 1つ、私に向けた質問がありました。フランスを理想化するつもりは全くありませんでした。民主社会がどのようにして多様性を取り扱おうとしているか、そして妥協に達するかということでした。すなわち文化的に違う人たちを、あるいはドイツの場合は国籍ということもありましたけれども、国民国家にどのように取り込むかということを書いたわけでした。民族のコミュニティの中に入れるということ、これは社会に入れるということと必ずしもイコールではありませんでした。大きな排除というのがやはりありました。例えば政策の問題であったり、あるいは政治の効果として期待されていなかったというよりも、期待したということを書いていいでしょうか。結果的には非常にいい方法なのであります。隔離というのは見られる地域もありましたが、そういった隔離というのは言語の問題でもないし、国籍の問題でもないし、単にそれは違いの問題だったわけです。違いと貧困が重なったわけです。彼らが無視されていたというふうに思われるならばそれはあなたの意見ですけれども、政治が必ずしも彼らを社会の中に取り込むだけの能力がなかったんでしょう。

他方で、もちろん私はこのことを弁護することはできません。フランスの市民権というのがもっと社会的な問題になってきているわけです。もう政治的な市民権というのは存在するわけですから、ドイツとか日本とは全然違っていて、フランスでは動きというのはむしろもっと社会的な市民権、社会的に受け入れるということと同意語になっているんです。ですから、教育方法、雇用というのが問題になってきております。

【アンドリュー・ホルバート】 丹羽先生、何かおっしゃりたいことはありますか。

【丹羽雅雄】 私は、日本社会は建前と本音が好きで入管政策も建前と本音の使い分けをやっているんですから、それを問題にしているんです。もし賃金を払ったら資格外就労になりますから、研修生というのは学びであって賃金を払ってはいけません。福井県でこの前、報告がありましたけれども、私は100人の中国人の女性研修生達に関係する裁判をやりました。5万円だった研修手当が実際は1万円で、4万円は強制貯金です。通帳を見たことがない。技能検定を受けてすぐに検定は受かります。だって100人の女性は中国で縫製の仕事をやっているプロですから。事業実習生になったら賃金は8万7,000円と送り側は約束しました。実際は1万5,000円です。4万円は貯金されて、残りは要するによくわかりません。厨房管理費とか、いろいろな控除項目があるんです。そのかわりどこへ行っているか。中国側の送り出し側にも行っていると思います。それから、日本の企業、要するに30社の縫製組合ですから、そこに行っていると思います。それから、中国の女性た

ちは日本に来るために日本円で30万円を送り出し側に保証金で納めているんです。トラブルを起こしたら没収されます。そういうようなシステムを使うなどと言っているんです。だから、ほんとうに労力実態があるんだったらちゃんと労働という在留資格をつくったらいいです。変なつぎ木をするな、本音と建前の使い分けをするな、一番の被害者は女性たちですと言っているわけです。

【アンドリュー・ホルバート】 最後に坂中さん一言お願いします。

【坂中英徳】 ブラジルの方からの質問でございますけれども、多民族を国民統合しようとする場合に外国人に対する権利付与はそのための方策の1つかという点ですが、基本的に日本人と同じように外国人の権利を保障しないと国民統合の実現は難しいわけですから、そのとおりであるということでございます。

次に、日系ブラジル人の人を3世までは定住者の在留資格で受け入れているが、4世はどうするのかという点についてですが、4世まで特別扱っている例は諸外国にもあまりなかったと記憶しておりますが、今後そのあたりの点も含め真剣に検討すべきだと思います。

それから、研修の問題は丹羽弁護士がお話になったので私から特に言うことはありませんが、今の研修制度、技能実習制度が大きな曲がり角にきていることは否定できません。人口減少社会への対応ということで外国人の受け入れを検討する場合には、研修制度、技能実習制度は、外国人が日本に移民として入国するためのトレーニング期間と位置付けるのが相当ではないかと考えていることを申し上げておきます。

【リバ・カストリヤノ】 今の質問に関しまして考えていたのですが、フランスとドイツを比較した場合にいつも考えるのは、移民にとって何がベターなのかということなのです。社会的にあるいは政治的に受け入れられることなのか、あるいは社会に受け入れられてもコミュニティーには受け入れられない、どこかでバランスをとらなければいけない、そこでドイツとフランスを比較したわけです。政治的なコミュニティーには入れられたけれども、社会からは受け入れられないとか、社会の中には、ドイツには社会の高いレベルには受け入れられるけれども、政治的なコミュニティーには入らない。どちらのほうがいいか、これは答えられないと思いますが、私自身としては、やはり政治的なコミュニティーに入りたいと思います。それによりまして社会に入れるということであればそれはパーフェクトだと思います。

【アンドリュー・ホルバート】 皆さん、ありがとうございました。

了